



# 調査票Cの記入のしかた

総務省  
経済産業省

## ◆ 調査票を記入する前に、本書をよくお読みください。

- この調査は、全ての事業所及び企業が対象です。会社だけでなく、特定非営利活動法人、一般社団法人等の団体や個人事業主の方も対象となっています。
- 平成26年7月1日現在の状況について、この『調査票Cの記入のしかた』を事前にお読みいただき、調査票に記入してください。  
※ 平成26年7月1日現在で、組織改編等により企業が存在しない場合は、経済センサス - 基礎調査・商業統計調査実施事務局までご連絡ください。
- 調査票は、貴社の企業全体について記入する「企業調査票」と、貴社に属する全ての事業所（本社事業所を含む。）ごとに記入する「事業所調査票」があります。
- 調査票は、黒色のペン又はボールペンで濃く・はっきりと記入してください（摩擦熱でインクが消えるボールペンは使用しないでください。）。記入した内容を訂正する場合は、二重線で消して訂正してください。
- 調査票を提出する前に、記入漏れや記入誤りがないか、もう一度ご確認ください。
- 調査票の記入内容について、経済センサス - 基礎調査・商業統計調査実施事務局から確認の連絡をさせていただく場合があります。

調査票に記入していただいた内容は、「統計法」の規定により、適正に管理され、秘密の保護には万全を期していますので、ありのままを記入してください。

なお、調査関係者が調査により知り得た事項を他に漏らすことは、「統計法」により固く禁じられています。

## I. 調査票の記入に当たって

2ページ

1. 回答の流れ 2ページ
2. 事業所とは 4ページ
3. 調査票の記入箇所 7ページ

## II. 調査票の記入のしかた

8ページ

1. 企業調査票の記入のしかた 8ページ
2. 事業所調査票の記入のしかた 14ページ

## III. 参考

24ページ

1. 「この事業所で行っている事業」欄の説明 24ページ
2. 「主な事業の内容」欄、「生産品、取扱い商品又は営業種目」欄の記入例 26ページ
3. よくある質問 29ページ

# I. 調査票の記入に当たって

## 1. 回答の流れ

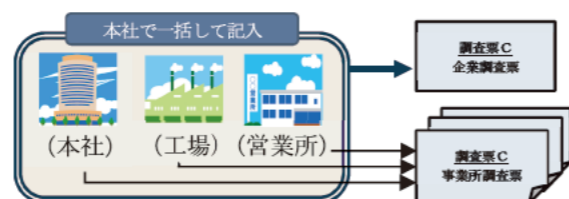
以下の手順に従って、回答をお願いします。

### ① 調査票が全てそろっているか確認します。

- 調査に回答していただく前に、同封の『プレプリント事業所一覧』を用いて、貴社に属する全ての事業所が過不足なく記載されているかを確認してください。（事業所の確認に当たっては、4～6ページの「2. 事業所とは」を参照してください。）

確認の結果、記載されている事業所に過不足があった場合は、3ページの「記載されている事業所に過不足があった場合の対応」を参照してください。

※ 調査票Cには、貴社の企業全体について記入する「企業調査票」と貴社に属する事業所（本社事業所を含む。）ごとに記入する「事業所調査票」の2種類があります。



※ 調査票A・Bは、調査員調査で使用します。

### ② 回答方法を選択します。

- 紙の調査票に記入し、郵送で提出する方法か、Excel形式の電子調査票に入力し、オンラインにより回答する方法かのいずれかを選択してください。オンラインによる回答を選択した場合は、同封の『オンライン調査利用ガイド』も併せてご覧ください。

### ③ 調査票に記入します。

- 経営組織等により記入が必要な項目が異なります。7ページの「3. 調査票の記入箇所」を確認し、漏れのないよう記入してください。

### ④ 調査票を提出します。

- 全ての調査票を返信用封筒（切手不要）に封入し、同封の『調査票の提出について（依頼）』に記載の期限までに郵送で提出してください。

なお、オンラインにより電子調査票を提出する場合は、紙の調査票の提出は不要です（電子調査票の提出方法は『オンライン調査利用ガイド』をご覧ください。）。

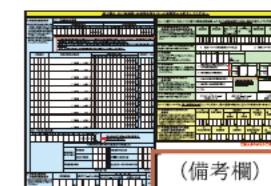
※ 調査票の記入内容について、実施事務局から確認の連絡をさせていただく場合がありますので、記入内容の控えを取っておいてください。オンラインによる回答の場合は、入力を終了したExcel形式の電子調査票を控えとして保存しておいてください。

### 記載されている事業所に過不足があった場合の対応

- ① 『プレプリント事業所一覧』に記載のある事業所が、貴社に属する事業所ではなくなった場合  
『プレプリント事業所一覧』に記載のある事業所が、廃止・売却等により、7月1日現在で貴社に属する事業所ではなくなった場合は、事業所調査票第2面の備考欄にその状況を記入して提出してください。

備考欄の記入例：○年○月○日 廃止  
○年○月○日 株式会社○○に譲渡 など

<事業所調査票 第2面>



※ 当該事業所分の調査票については、調査事項への回答は不要です。

- ② 『プレプリント事業所一覧』の記載が不足している場合

『プレプリント事業所一覧』に記載のない場合は、同封の白紙の事業所調査票に当該事業所の情報を記入して提出することができます。

『プレプリント事業所一覧』に記載のない貴社の事業所には、調査員が直接訪問して調査票の記入を依頼します。この場合、原則として、調査票を事業所において記入し、調査員に提出する方法（調査員調査）により調査を行います。当社等において一括して回答することもできます（本社等一括調査）。

当社等一括して回答する場合には、当該事業所の担当の方から訪問した調査員に、その旨を連絡していただくようお願いください。また、確認のため、事業所と当社等の「名称」「所在地」「連絡先」について調査票に記入の上、訪問した調査員にお渡しいただきますよう、併せてお伝えください。

### 本社等一括調査と調査員調査

この調査は、「本社等一括調査」及び「調査員調査」の二つの方法により行います。貴社においては、当社等で貴社に属する全ての事業所分の調査票にも回答する「本社等一括調査」の対象となります。

- 本社等一括調査：複数の事業所を有する企業等を対象に、全ての事業所分の調査票を一括して当社等に郵送で配布し、記入済みの調査票を郵送又はオンラインで回収する方法により行います。
- 調査員調査：単独事業所や新設された事業所等を対象に、調査員が事業所に調査票を配布し、記入済みの調査票を回収する方法により行います。

### プレプリント（調査票にあらかじめ印字）されている情報について

調査票には、事業所における記入負担を軽減するため、「企業構造の事前把握」（平成25年9月）、「平成24年経済センサス - 活動調査」（平成24年2月）の結果や、労働保険情報などにに基づき、事業所の名称・所在地・電話番号などの情報が、青字でプレプリント（あらかじめ印字）されている場合があります。

プレプリントされている項目の記入方法については、「II. 調査票の記入のしかた」の「□」欄のある項目について（8ページ及び14ページ）をご覧ください。

#### <プレプリントの例>

1 事業所の名称及び電話番号	フリガナ	センサス株式会社
法人の場合は、登記上の名称を記入してください。 ※ 別名など別名称がある場合は、「別名称」欄に記入してください。	正式名称	統計商事株式会社
	通称名	Census
	電話番号(代表)	( 03 ) 1234 局 xxxx 番

## 2. 事業所とは

### 「事業所」の定義

- この調査における事業所とは、物の生産や販売、サービスの提供などが
  - ①同一経営主体のもと（グループ企業は含めません）で、
  - ②一定の場所を占めて、
  - ③従業者と設備を有し、継続的に行われている
 個々の場所的単位をいいます。場所が異なる場合は、「場所ごと」にそれぞれを別の事業所とします。
- 同じ組織であっても、場所が異なれば、それぞれを別の事業所とします。
- 管理事務所や補助的な経済活動を行っている場合も、事業所に含めます。

### 「本所・本社・本店」に含まれる事業所

- 「本所・本社・本店」とは、他の場所に同一経営の「支所・支社・支店」があつて、経営全体を統括している事業所をいいます。



「本所・本社・本店」

- 一つの企業に「本所・本社・本店」は一つだけです。
  - ・同一企業内に複数の本社等がある場合は、全ての「支所・支社・支店」を統括している事業所を「本所・本社・本店」とし、それ以外は「支所・支社・支店」とします。
  - ・「本所・本社・本店」が2か所以上に分かれている場合や、個人経営などの場合で、どの事業所が「本所・本社・本店」に該当するか判断が難しい場合は、社長などの代表者がいる事業所を「本所・本社・本店」とし、その他の事業所は「支所・支社・支店」とします。

#### 【注意】複数の本社がある場合（複数本社制）

例えば、「大阪本社」と「東京本社」のように、2か所以上の本社を有する複数本社制を採用している場合は、そのうちの経営全体を統括している場所を「本所・本社・本店」とし、その他の全ての事業所は「支所・支社・支店」に含めます。

### 「支所・支社・支店」に含まれる事業所

- 「支所・支社・支店」とは、「本所・本社・本店」が統括している事業所のうち、従業者を有し、事業・活動が行われている場所をいいます。支所、支社、支店と呼ばれている事業所のほか、営業所、出張所、工場、配送センターや、従業者のいる倉庫や管理人のいる寮なども「支所・支社・支店」に含めます。
- 他の会社など別経営の事業所から派遣されている人のみで事業・活動が行われている場合も「支所・支社・支店」に含めます。



“東京本社”など名称に本社とあつても、他から統括を受けていれば、「支所・支社・支店」に含めます。



※従業者と設備を有し、一定の場所を占めて事業・活動が行われていれば、ここに例示した事業所以外であっても、「支所・支社・支店」に含めます。

### 以下は、「支所・支社・支店」には含めません。

#### フランチャイズチェーンなどの加盟店

フランチャイズチェーンやボランタリーチェーンの加盟店は、当該チェーンの本部の「支所・支社・支店」には含めません。

#### 消化仕入（売上仕入）

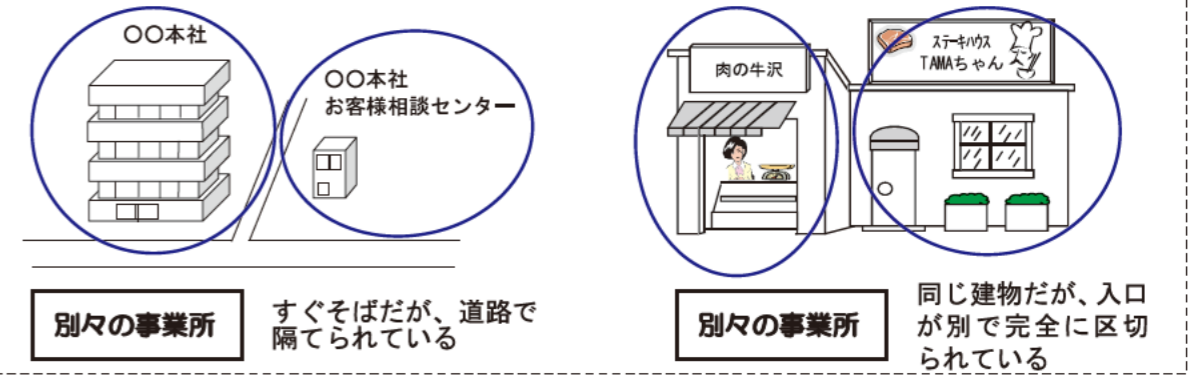
百貨店やスーパーなどと消化仕入（売上仕入）契約を結んで、出店している売場については、貴社の「支所・支社・支店」には含めません。

#### 子会社、関連会社

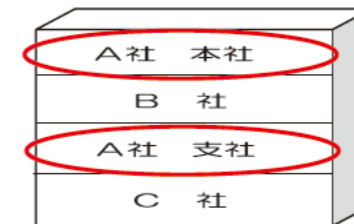
子会社、関連会社などのグループ企業は、貴社の「支所・支社・支店」には含めません。

### 事業所の区切り方について

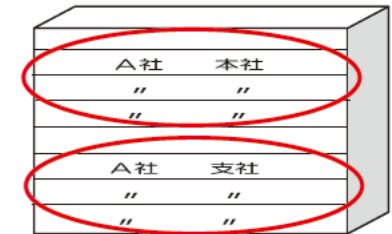
- 事業所は、原則として、「場所（同一区画）」ごとに、それぞれ別の事業所としますので、道路を隔てた別棟において事業を行っている場合は、それぞれ別の事業所となります。
- また、同じ建物でも入口が完全に異なっている場合は、別の場所にあるものとみなして、それぞれ別の事業所とします。



### 同一ビルに本社と支社などがある場合



同一ビルの中に、本社、支社などがある場合はそれぞれ別の事業所とします。



本社、支社などが同一ビルの複数階にまたがる場合は、階ごとに区切らず、本社、支社などの単位で一つの事業所とします。

### ご注意ください

貴社の工場などの中に、業務請負会社の事業所がある場合

貴社はその業務請負会社について、記入しません。（貴社が業務請負会社の場合は下記参照）

貴社が別会社から業務を請け負って、当該別会社の工場などの中に、貴社の事業所がある場合

貴社の「支所・支社・支店」に含めて記入します。（指定管理者制度により施設管理を受託している場合も同様です。）

### 区切り方の例外

- 鉄道などによる運輸業は、管理責任者のいる場所ごとに別々の事業所とします。
  - ・鉄道業で、同一構内に、駅、車掌区、保線区、電力区などがある場合は、それぞれ別の事業所となります。
  - ・ただし、駅長、区長などの管理責任者が置かれていない機関は、そこを管理する責任者などがある事業所に含めます。
- 同一区画に高校と中学校など二つ以上の学校がある場合は、学校の種類ごとに別々の事業所とします。また、大学に併設されている附属病院や研究所も、それぞれ別の事業所とします。
- ビルやダムなどの建設現場にある詰所等は、事業所とはせず、管理している建設会社の事業所に含めます。

## 「事業所とは」よくある質問

問1 調査日（平成26年7月1日）に営業していない場合は事業所とするのか？

答) 調査日に休業中、精算中、開業準備中等の場合でも、専従の従業員がいれば事業所とします。

問2 季節的に営業していて、調査日（平成26年7月1日）は休業期間中の場合、事業所とするのか？

答) 設備の維持・管理等のための専従の従業員がいれば事業所とします。

問3 マンション管理会社が、アパート・マンションの管理人室における管理業務を請け負っている場合、この管理人室は、事業所とするのか？

答) 管理人室に常駐している者又は専従の従業員がいて、管理業務などが継続的に行われている場合は、そのアパート・マンションの管理人室をマンション管理会社の事業所とします。

問4 無報酬のボランティアだけで運営している場合は事業所とするのか？

答) 無報酬のボランティアは従業員としないので、その場所は事業所とはしません。

問5 会社や学校にある売店や駅改札内、高速道路内のサービスエリアの売店は事業所とするのか？

答) その場所で継続的に事業を行っているのであれば、事業所とします。

問6 神社、寺院、教会などの宗教法人が、同じ敷地内で、結婚式場、保育園、駐車場などの事業を併せて行っている場合、事業所の区切り方はどのようにすればよいか？

答) 同一の敷地内で宗教法人が経営している結婚式場、保育園、駐車場などは、それらを含めて一つの事業所とします。ただし、宗教法人と別の法人である場合や、幼稚園などの「学校」については、同一の敷地内であっても、それぞれ別の事業所とします。

問7 自動販売機が集中して置かれている場所やコインランドリー等は、事業所とするのか？

答) 無人の場所に自動販売機が集中して置かれている場合やコインランドリー等は事業所とせず、それを管理している事務所を事業所とします。

問8 事業所が改築工事のため、近くに仮店舗を建てて営業している場合はどこを事業所とするのか？

答) 仮店舗のある場所が事業所となります。

問9 本社の建物内では、部ごとに別の事業所とするのか？

答) 同一建物内であれば、部や課などの単位では事業所を区切らないので、別の事業所とはしません。

## 3. 調査票の記入箇所

経営組織や商業事業所の有無等によって記入する調査項目が異なります。以下を参照し、記入箇所を確認してください。

「商業事業所」とは、主に卸売業・小売業を営んでいる事業所をいいます。

### 企業調査票の記入箇所

経営組織	商業事業所を有しない場合	商業事業所を有する場合
個人経営	1～7	
株式・有限・相互会社、 合名・合資会社、 合同会社	1～12	1～13
会社以外の法人	1～7	1～7 及び13

### 事業所調査票の記入箇所

経営組織	商業事業所以外	商業事業所			
		小売販売額が卸売販売額より多い場合	卸売販売額が小売販売額より多い場合	仕入れ・販売を行っておらず、管理・補助的業務のみを行う場合	他の事業所のための商品売上の代理・仲立を行い、卸売・小売販売がない場合
個人経営	1～7	1～15	1～9	1～7	1～7及び8(2)
株式・有限・相互会社、 合名・合資会社、 合同会社、 会社以外の法人	(「5 事業所の従業員数」の「8 時間換算雇用者数」欄は記入不要です。)	1～17	1～9及び16～17		

<第1面>

<第2面>

# II. 調査票の記入のしかた

## 1. 企業調査票の記入のしかた（1欄～6欄）

### 「□」欄のある項目について

- 「□」欄のある項目については、あらかじめ印字されている場合、その内容をご確認いただき、変更があれば、当該箇所を二重線で消して訂正してください。「□」欄のある項目は、1、2、3、5及び9欄です。
- あらかじめ印字されている内容に変更がない場合は、「□」欄に「レ」印を記入してください。
- 名称等が長い場合、途中までしか印字されていない場合があります。変更がなければ、追加で記入する必要はありません。

### 1 事業所の名称及び電話番号

- 名称は、略称ではなく正式名称（法人の場合は登記上の名称）を記入してください。
- 法人の種類を示す部分は、以下の（ ）書きのように省略しても差し支えありません。  
 株式会社→（株） 学校法人→（学） 社会福祉法人→（福）（社福）  
 有限会社→（有） 医療法人→（医） 公益社団法人→（公社）  
 相互会社→（相） 宗教法人→（宗） 公益財団法人→（公財）  
 合名会社→（名） 生活協同組合→（生協） 一般社団法人→（一社）  
 合資会社→（資） 漁業協同組合→（漁協） 一般財団法人→（一財）  
 合同会社→（同） 農業協同組合→（農協）
- 名称を特に持たない個人経営の事業所の場合は、事業主の氏名を記入してください。
- フリガナは、カタカナで記入してください。この場合、英数字、ひらがな、カタカナなどの漢字以外の部分についてもフリガナを記入してください。  
ただし、「株式会社」などの法人の種類を示す部分及び通称名には、フリガナは記入する必要はありません。
- 通称名には屋号などを記入してください。

### 2 事業所の所在地

- 登記上の所在地ではなく、実際に事業を行っている本所・本社・本店の所在地を記入してください。
- 固有の郵便番号を持っている場合は、その郵便番号を記入してください。
- 番地・号については、例えば「3丁目2番1号」を「3丁目2-1」のように記入しても差し支えありませんが、「丁目」の部分は「一」などで省略せずに記入してください。  
例) ○ 若松町3丁目2番1号  
○ 若松町3丁目2-1  
× 若松町3-2-1
- ビルなどの中にある場合は、「ビル・マンション名等」欄にそのビル・マンション名と階数（マンションの場合は、号室）を記入してください。
- 他の事業所の構内にある場合は、「ビル・マンション名等」欄に「〇〇構内」と記入してください（〇〇は入居先の法人名と事業所名を記入してください）。

### 3 経営組織

- 個人が共同で事業を行っている場合は、「個人経営」になります。

秘 基幹統計調査 平成26年 経済センサス-基礎調査(甲調査) 調査票 C 平成26年7月1日 総務省・経済産業省

市区町村コード 調査区番号 事業所番号 \*

調査票の内容について、照会する場合がありますので、記入をお願いします。

所属部署名	記入者氏名	電話番号
総務課	フリガナ トウケイ タロウ	( 03 ) 1234 局 ×××× 番 (内線: 1234)

●あらかじめ名称・所在地等が印刷されている場合は、確認して変更・修正があれば訂正してください。  
●変更・修正がなければ□に「レ」印を記入してください。

1 事業所の名称及び電話番号	フリガナ トウケイショウジ	センサスショウジ
●法人の場合は、登記上の名称を記入してください。 ●屋号など通称名がある場合は、「通称名」欄に記入してください。	正式名称 統計商事株式会社	センサス商事株式会社
通称名	Census	
電話番号(代表)	( 03 ) 1234 局	×××× 番

2 事業所の所在地	郵便番号 162-0001	都道府県名 東京都	市区町村名 新宿区
●郵便番号から町丁・字・番地・号、ビル・マンション名、階・号室まで全て記入してください。 ●他の事業所の構内にある場合は、その事業所の名称を「ビル・マンション名等」欄に記入してください。	町丁・字・番地・号 若松町3丁目 2-1	ビル・マンション名等(階・号室まで記入してください) センサスビル4階	

3 経営組織	1 個人経営	2 株式会社 有限会社 相互会社	3 合名会社	4 合同会社	5 会社以外の法人 (公益財団・社団法人、一般財団・社団法人、学校・宗教・医療法人、協同組合、信用金庫等)
●該当する番号を○で囲んでください。	<input type="radio"/>	<input checked="" type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>

4 組織全体の常用雇用者数	国内の常用雇用者数 140	海外の常用雇用者数 8
●常用雇用者とは、期間を定めずに、若しくは1か月を超える期間を定めて雇用している人 又は 5月と6月にそれぞれ18日以上雇用している人をいいます。		

5 組織全体の主な事業の内容	(1) 主な 事業の内容 組織全体で行っている事業のうち、過去1年間の収入額又は販売額の最も多い事業について、その事業の内容を具体的に記入してください。
●組織全体で行っている事業の内容について、別にお配りした「調査票の記入のしかた」を参照して、できるだけ詳しく記入してください。	婦人服の製造小売
あらかじめ事業の内容等が印刷されている場合は、内容に変更がなければ□に「レ」印を記入してください。	(2) 生産又は営業種目 品、取扱商品 ① 婦人服 上記(1)で記入した内容について、生産品、取扱商品又は販売額を、収入額又は販売順に記入してください。 ② 子供服 ③ かばん

6 支所・支社・支店の数	国内の支所・支社・支店の数 7	海外の支所・支社・支店の数 1
●工場、営業所のほか、従業員のいる倉庫や管理人のいる寮なども支所・支社・支店に含めます。		

### 調査票記入者の連絡先

- ご記入いただいた内容について、後日照会させていただく場合がありますので、この調査票を記入される方の所属部署名、記入者氏名及び電話番号を記入してください。

### 4 組織全体の常用雇用者数

- 支所、支社、支店、営業所、工場、出張所などを含めた組織全体の雇用者のうち、7月1日現在の常用雇用者数を国内と海外に分けて記入してください。倉庫や寮などの従業者や管理人も含めます。
- 正社員、正職員、パート、アルバイトといった呼称にかかわらず、調査票の「常用雇用者」の説明に該当する人数を記入してください。
- 常用雇用者がいない場合は、「0」と記入してください。

### 5 組織全体の主な事業の内容

- 支所、支社、支店、営業所、工場、出張所などを含めた組織全体の主な事業の内容について、26～28ページを参照して、できるだけ詳しく記入してください。
- 「主な事業の内容」は、会社の定款等に記載されているものとは関係なく、実際に行っている主な事業について記入してください。複数の事業を行っている場合は、過去1年間の収入額又は販売額の最も多い事業を記入してください。

### 6 支所・支社・支店の数

- 所有する支所、支社、支店、営業所、工場、出張所などの数を国内と海外に分けて記入してください。
- 「支所・支社・支店」がない場合は「0」と記入してください。

＜支所・支社・支店について＞

- この調査における「支所・支社・支店」とは、「本所・本社・本店」が統括している事業所のうち、従業者を有し、事業活動が行われている場所をいいます。営業所、出張所、工場、配送センター、従業員のいる倉庫や管理人のいる寮、事務センター、開発センター、資料館、海外駐在員事務所なども「支所・支社・支店」に含めます。
- 名称に本社とあっても、他の事業所から統括を受けていれば、「支所・支社・支店」となります。
- 以下については、「支所・支社・支店」に該当しません。
  - ・百貨店やスーパーマーケットなどの中にある消化仕入をしている売場（テナントでないもの）
  - ・フランチャイズ方式の加盟店など、経営者が本部の経営者と別の場合（ただし、加盟店の経営者が複数の店舗を所有している場合、その店舗は、加盟店の経営者にとっては、「支所・支社・支店」となります。）
  - ・建築現場や建設業における現場事務所など
  - ・ATMのみの出張所やコインランドリーなどの無人の店舗
  - ・ボランティアなど、無給の従業者のみで事業を行っている場合
  - ・子会社、関連会社、海外現地法人などのグループ企業の事業所

# 1. 企業調査票の記入のしかた（7欄）

以降の売上金額等については、消費税込みで記入してください。経理処理上、税込みで記入できない場合は、右の□に「レ」印を記入し、税抜きで記入してください。

7 組織全体の年間総売上(収入)金額	十兆	兆	千億	百億	十億	億	千万	百万	十万	万	(万円未満四捨五入)	
●組織全体の年間総売上(収入)金額を万円単位で記入してください。 ●売上(収入)金額の定義は、「調査票の記入のしかた」を参照してください。 ●平成25年1月から12月までの1年間(この期間で記入できない場合は、平成25年を最も多く含む決算期間)の決算について記入してください。					2	4	5	4	9	2	0000	円

## 7 組織全体の年間総売上(収入)金額

- 平成25年1月から12月までの年間総売上(収入)金額を記入してください。この期間で記入できない場合は、平成25年を最も多く含む決算期間の決算について記入してください。
- 「支所・支社・支店」を含めた組織全体の年間総売上(収入)金額を記入してください。
- 企業グループ全体(連結)の総売上(収入)金額ではなく、企業単体(単独)の総売上(収入)金額を記入してください。
- 平成25年に新設した企業の場合、設立日から平成25年12月までの売上(収入)金額を記入してください。
- 年間総売上(収入)金額が5千円未満又は売上(収入)金額がない場合は、「0」万円と記入してください。
- 「〒」記号は記入しないでください。

### 《会社、会社以外の法人の場合》

#### 【会社(金融業、保険業除く)】

- ・損益計算書を基に記入することができます。
- ・農業・林業・漁業による事業収入額、鉱産品売上高、製造品売上高、加工賃収入額、卸売・小売売上高、医業収入額、サービス営業収入(収益)額、完成工事高等、会社の事業活動によって得た収入額を記入してください。
- ・有価証券、土地・建物、機械・器具などの有形固定資産など、財産を売却して得た収入は含めません。

#### <損益計算書の該当箇所>

	当事業年度 (自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日)
売上高	
売上原価	
売上総利益(又は売上総損失)	
販売費及び一般管理費	
営業利益(又は営業損失)	
営業外収益	
受取利息及び受取配当金	
その他	
営業外収益合計	

#### 【学校法人】

- ・消費収支計算書(又は損益計算書)の消費収入の部(又は経常収益)のうち、事業活動によって得た収入及び事業を継続するための収入を記入してください。
- ・消費収支計算書以外で経理する収益事業がある場合には、その売上(収入)金額を含めてください。

#### 【宗教団体】

- ・宗教法人法第6条第2項に規定する公益事業以外の事業に係る収入(例:駐車場収入、借地・借家等の収益事業の収入)を記入してください。喜捨、お布施、献金、玉串料などは含めません。

#### 【金融業、保険業、会社以外の法人(上記以外のもの)】

- ・経常収益・事業収入等、事業活動によって得た収入額のほか、別会計で経理する事業収入がある場合はその事業収入も含めて記入してください。
- ・会社以外の法人の場合は、寄付金、補助金、運営費交付金等は事業の収入になります。

### 《個人経営の場合》

「確定申告」を参考にして記入することができます。

- ・青色申告の場合は、「青色申告決算書」の売上(収入)金額に該当する科目の金額を記入してください。
- ・白色申告の場合は、「収支内訳書」の収入金額の計に該当する科目の金額を記入してください。

#### <青色申告決算書「一般用」の該当箇所>

科 目	金 額 (円)
売上(収入)金額 (雑収入を含む)	①
増資額(製品) 類	②
仕入金額(製品) 類	③
小 計(②+③)	④
期末商品(製品) 類	⑤
差引原価(④-⑤)	⑥

※「現金主義用」及び「不動産所得用」の様式では、科目番号④が該当

#### <収支内訳書「一般用」の該当箇所>

科 目	金 額 (円)
収入	
売上(収入)金額	①
家事消費	②
その他の収入	③
計	④
(①+②+③)	

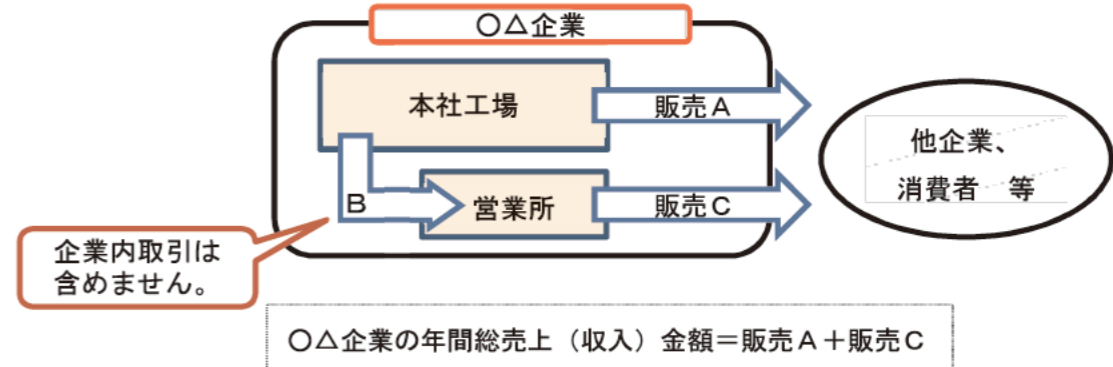
※「不動産所得用」の様式では、科目番号⑤が該当

## 企業内取引について

- 組織全体の年間総売上(収入)金額に企業内取引は含めません。

### 《企業調査票における企業内取引の取扱い》

下図を例として、「○△企業」の年間総売上(収入)金額を記入する場合、本社工場から自社内の営業所に引き渡した額(B)は、企業内取引なので年間総売上(収入)金額に含めず、他企業へ販売した額(販売Aと販売C)を企業の年間総売上(収入)金額として記入します。



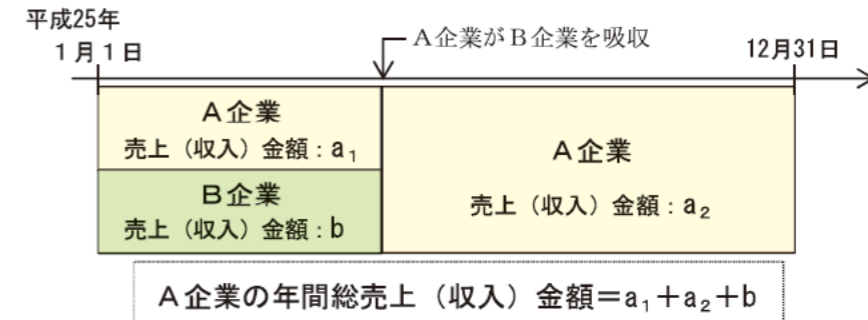
※ 事業所の年間総売上(収入)金額には企業内取引を含めます(17ページ)。組織全体の年間総売上(収入)金額とは取扱いが異なりますのでご注意ください。

## 吸収合併・会社分割について

- 平成25年1月1日以降に、吸収合併・会社分割を行った場合は、以下のように記入してください。

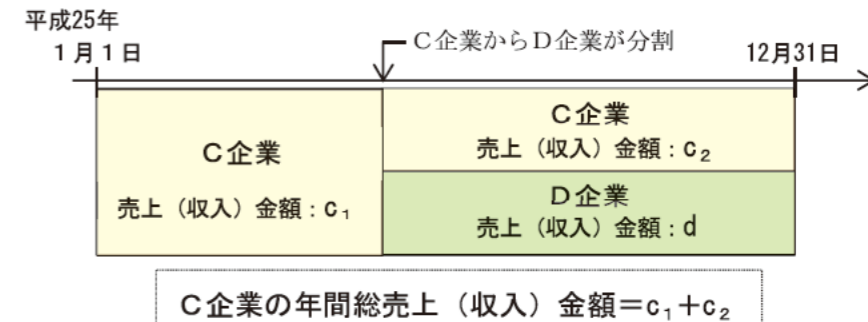
### ○吸収合併を行った場合

組織全体の年間総売上(収入)金額には、合併前の承継会社及び消滅会社の調査期間中の総売上(収入)金額と、合併後の調査期間中の総売上(収入)金額の合計を記入してください。



### ○会社分割を行った場合

組織全体の年間総売上(収入)金額には、分割によって新設された企業の総売上(収入)金額は含めず、存続会社の調査期間中の総売上(収入)金額を記入します。





## 2. 事業所調査票の記入のしかた（第1面 1欄～5欄）

### 「□」欄のある項目について

- 「□」欄のある項目については、あらかじめ印字されている場合、その内容をご確認いただき、変更があれば、当該箇所を二重線で消して訂正してください。「□」欄のある項目は、1、2、3、4及び6欄です。
- あらかじめ印字されている内容に変更がない場合は、「□」欄に「レ」印を記入してください。
- 名称等が長い場合、途中までしか印字されていない場合があります。変更がなければ、追加で記入する必要はありません。

### 1 事業所の名称及び電話番号

- 名称は、略称ではなく正式名称（法人の場合は登記上の名称）を記入してください。
- この事業所が法人の「支所・支社・支店」である場合は、法人名（会社名等）と事業所名（店舗名）を記入してください。  
例) ○ (株)山田自動車 新潟工場  
× 新潟工場 × (株)山田自動車
- 法人の種類を示す部分は、以下の( )書きのように省略しても差し支えありません。  
株式会社→(株) 学校法人→(学) 社会福祉法人→(福)(社福)  
有限会社→(有) 医療法人→(医) 公益社団法人→(公社)  
相互会社→(相) 宗教法人→(宗) 公益財団法人→(公財)  
合名会社→(資) 生活協同組合→(生協) 一般社団法人→(一般社)  
合資会社→(資) 漁業協同組合→(漁協) 一般財団法人→(一般財)  
合同会社→(同) 農業協同組合→(農協)
- 名称を特に持たない個人経営の事業所の場合は、事業主の氏名を記入してください。
- フリガナは、カタカナで記入してください。この場合、英数字、ひらがな、カタカナなどの漢字以外の部分についてもフリガナを記入してください。ただし、「株式会社」などの法人の種類を示す部分及び通称名には、フリガナを記入する必要はありません。
- 通称名には屋号などを記入します。フランチャイズチェーン店の場合には、「通称名」欄にチェーン店の名称・店舗名を記入してください。

### 2 事業所の所在地

- 登記上の所在地ではなく、実際に事業を行っている所在地を記入してください。
- 事業所固有の郵便番号を持っている場合は、その郵便番号を記入してください。
- 番地・号については、例えば「3丁目2番1号」を「3丁目2-1」のように記入しても差し支えありませんが、「丁目」の部分は「-」などで省略せずに記入してください。  
例) ○ 若松町3丁目2番1号 ○ 若松町3丁目2-1  
× 若松町3-2-1
- ビルなどの中に事業所がある場合は、「ビル・マンション名等」欄にそのビルの名称と階数（マンションの場合は、号室）を記入してください。
- 他の事業所の構内にある場合は、「ビル・マンション名等」欄に「〇〇構内」と記入してください（〇〇は入居先の法人名と事業所名を記入してください）。

### 3 事業所の開設時期

- 会社や企業の創業時期ではなく、この事業所が現在の場所で事業を始めた時期について、当てはまる番号を一つだけ選択し○で囲んでください。
- 平成17年以降に事業所を開設した場合は、「4 平成17年以降」を選択の上、開設年を記入してください。
- 開設年が平成25年又は平成26年の場合は、開設月も記入してください。
- 以下の場合は、その時期を事業所の開設時期とします。
  - ・個人経営の事業所で、経営権の譲渡により、経営者が交代した場合（相続により引き継いだ場合は該当しません。）
  - ・個人経営の事業所が株式会社になった場合など、経営組織を変更した場合（ただし、有限会社から株式会社への変更、株式会社から合資会社又は合同会社への変更など、会社の種類のみを変更した場合は除きます。）
  - ・法人が新設（対等）合併や分割により設立された場合

秘 基幹統計調査 経済センサス-基礎調査(甲調査) 調査票C 平成26年7月1日 総務省・経済産業省

平成26年 商業統計調査 事業所調査票

●あらかじめ名称・所在地等が印字されている場合は、確認して変更・修正があれば訂正してください。  
●変更・修正がなければ「レ」印を記入してください。

1 事業所の名称及び電話番号	フリガナ トウケイショウジヨコハマデン	正式名称 統計商事株式会社横浜店
		通称名 アパレルマート 横浜店
		電話番号(代表) (045) 1234 局 XXXX 番
2 事業所の所在地	郵便番号 239-0001	都道府県名 神奈川県
		市区町村名 横浜市中区
		ビル・マンション名等(階・号室まで記入してください) 統計通1丁目1番1号
		統計デパート6階
3 事業所の開設時期	1 昭和59年以前	2 平成60～平成6年
	3 平成7～平成16年	4 平成17年以降
		平成 17 年
4 本所・本社・本店か否か	本所・本社・本店	
5 事業所の従業員数	①個人業主 ②個人業主の家族で無給の人 ③有給役員 ④正社員・正職員 ⑤④以外の人(パート・アルバイトなど)	⑥臨時雇用者 ⑦合計 ⑧送出者 ⑨⑧以外で別経営の事業所から来てこの事業所で働いている人 ⑩派遣
	男 1 2 3	6 1 1
	女 2 3	6 1 1
⑤⑥以外の人⑧8時間換算雇用者数(端数は切り上げ) 例: 3時間が3人、5時間が1人、6時間が2人の場合 {(3×3)+(5×1)+(6×2)}÷8(時間)=3.25 → 4人	4	

●この事業所が、主に卸売業・小売業を営んでいる場合は、左記に「8時間換算雇用者数」を記入してください。

### 「8時間換算雇用者数」の計算方法について

- 常用雇用者のうち「パート・アルバイトなど」全員の1日の延べ労働時間を8時間で割った値を記入してください（端数切り上げ）。  
例>パート・アルバイトの合計が6人で  
3時間が3人、5時間が1人、6時間が2人の場合  
{(3×3)+(5×1)+(6×2)}÷8(時間)=3.25 → 4(人)

### 4 本所・本社・本店か否か

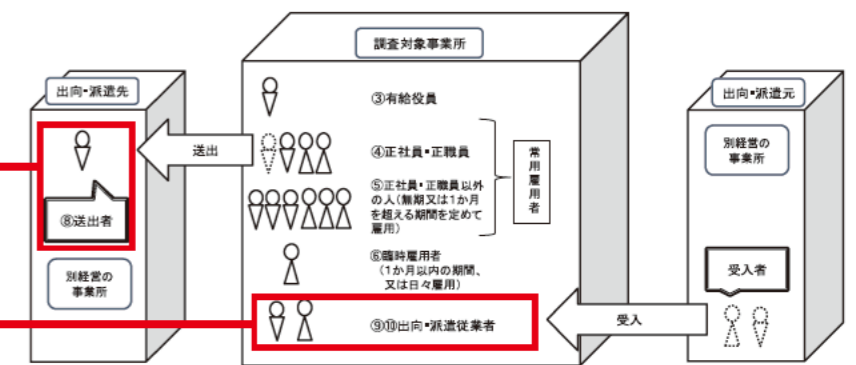
- 「本所・本社・本店」に含まれる事業所については4ページを参照してください。
- 他の場所に同一経営の事業所がない場合、この事業所を「本所・本社・本店」としてください。

### 5 事業所の従業員数

- この事業所に所属する従業員を、①～⑩の区分ごとに記入してください。
- 【①個人業主】  
個人が共同で事業を行っている場合は、そのうちの一人を個人業主とし、他の人は「④正社員・正職員などと呼ばれている人」としてください。
- 【②個人業主の家族で無給の人】  
個人業主の家族で、賃金や給与を受けずに常時従事している人をいいます。  
・家族であっても、実際に雇用者並みの賃金・給与を受け取っている場合は、「常用雇用者」としてください。
- 【③有給役員】  
法人の取締役、理事などで役員報酬を得ている人をいいます。  
・無給役員は従業員には該当しません。  
・他の法人の役員を兼ねている場合であっても、貴法人が役員報酬を支給している場合は、貴法人の有給役員に該当します。
- 【⑤常用雇用者のうち④以外の人】  
常用雇用者のうち、一般に、パート、アルバイト、契約社員、嘱託、又はそれに近い名称で呼ばれている人をいいます。
- 【⑥臨時雇用者】(常用雇用者以外の雇用者)  
1か月以内の期間を定めて雇用されている人や日々雇用されている人など、調査票の「常用雇用者」の説明に該当しない人をいいます。  
・パートやアルバイトなどと呼ばれている人であっても、常用雇用者の説明に該当する場合は、「⑤常用雇用者のうち④以外の人」に記入してください。
- 【⑦合計(①～⑥の合計)】  
・合計は、必ず記入してください。  
・「⑨出向」又は「⑩派遣」の受入者のみの場合は「0」と記入してください。
- 【⑧送出者】  
労働者派遣法でいう派遣労働者のほかに、在籍出向など、この事業所に籍を置いたまま、他の会社など別経営の事業所で働いている人をいいます。
- 【⑨受入者のうち出向】  
在籍出向など出向元に籍を置いたまま、この事業所で働いている人をいいます。
- 【⑩受入者のうち派遣】  
労働者派遣法でいう派遣労働者で、この事業所で働いている人をいいます。  
・業務請負により、この事業所の一区画で働いている人は、受入者には含まれません(別経営の事業所の従業員となります)。

- 「送出者」及び「受入者」については、下の図を参考にしてください。

<事業所の従業員数の説明(送出者及び受入者)>





## 2. 事業所調査票の記入のしかた（第1面 6欄～7欄）

### 6 (1) この事業所で行っている事業

- 24～25 ページを参照して、この事業所で行っている全ての事業について、該当する番号を○で囲んでください。
- 業種及び業態を選択する際の参考として、事業に関する説明や事例を紹介している、『経済センサス「事業の種類」検索辞典』をインターネット上で掲載しています。

経済センサス 検索辞典  <http://www.stat.go.jp/data/e-census/jiten/index.htm>

### 6 (2) 主な事業の内容 6 (3) 生産品、取扱い商品又は営業種目

- 26～28ページを参照して、できるだけ詳しく記入してください（事業の種類ごとの記入例を掲載しています。）。
- <管理事務、自家用倉庫、補助的業務について>
- 「管理事務」とは、支所等の人事、総務、経理、法務、企画、広報、情報システムの管理など、組織全体又は地方組織の管理統括業務として活動を行っている場合（地方統括本部も含む）をいいます。
- 「自家用倉庫」とは、組織内で使用する倉庫のことをいいます。他社等に貸し出している倉庫は含めません。
- 「補助的業務」とは、自家用補修所、輸送、清掃、修理、整備、保安等の業務により、組織内の他の事業所の支援業務を行っている場合をいいます。

### 6 (4) 事業の業態

- 6 (2) 欄で「1 管理事務」を選択した場合は、管理下の全事業所を通じた全体の主な事業が、建設、製造品の出荷・加工、卸売、小売、飲食サービスのいずれかであっても記入する必要はありません。

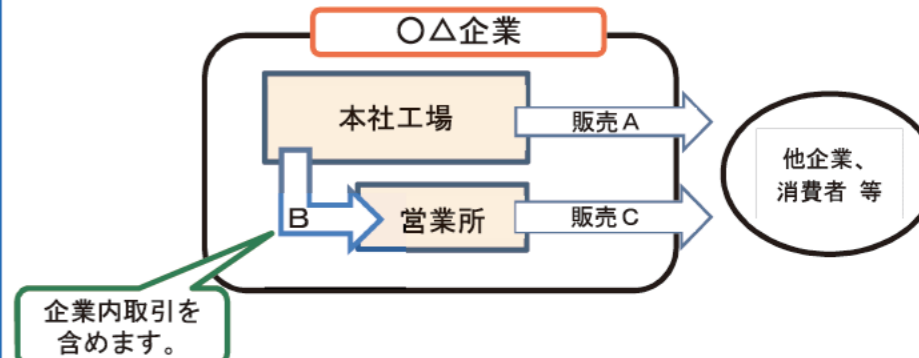
6 事業所の事業の種類及び業態		(1) この事業所で行っている事業（行っている事業の全ての番号を○で囲んでください。）																
●この事業所で行っている事業の内容について、別にお配りした「調査票の記入のしかた」を参照して、できるだけ詳しく記入してください。	1 農業、林業	2 漁業	3 鉱業、採石業、砂利採取業	4 建設業	5 製造業	6 電気・ガス・熱供給・水道業	7 情報通信業	8 運輸業、郵便業	9 卸売業、小売業	10 金融業、保険業	11 不動産業、物品賃貸業	12 学術研究、専門・技術サービス業	13 宿泊業、飲食サービス業	14 生活関連サービス業、娯楽業	15 教育、学習支援業	16 医療、福祉	17 他の営利事業	18 その他（政治、経済、文化、芸術団体など）
	●この事業所がもたら管理・補助的業務を行っている場合は、「調査票の記入のしかた」を参照して、主な事業の内容を記入し、下記の欄について、該当する番号を○で囲んでください。	1 管理事務（支所等の管理業務、総務、経理、広報業務等）	2 自家用倉庫（自家用倉庫、倉庫等）	3 補助的業務（自家用補修、輸送、清掃、修理、整備、保安業務等）														
●この事業所で行っている事業のうち、過去1年間の収入額又は販売額の最も多い事業について、その事業の内容を具体的に記入してください。	(2) 主な事業の内容 この事業所で行っている事業のうち、過去1年間の収入額又は販売額の最も多い事業について、その事業の内容を具体的に記入してください。													(3) 生産品、取扱い商品又は営業種目 左記(2)で記入した内容について、生産品、取扱い商品又は営業種目を、収入額又は販売額の多い順に記入してください。（主に卸売業・小売業を営んでいる場合は、記入不要です。）				
この事業所がもたら管理・補助的業務を行っている場合は、「調査票の記入のしかた」を参照して、主な事業の内容を記入し、下記の欄について、該当する番号を○で囲んでください。	(4) 事業の業態 上記(2)で記入した内容が、建設、製造品の出荷・加工、卸売、小売、飲食サービスの場合は、それぞれの事業の業態について、当てはまる番号を一つ○で囲んでください。													① ② ③				
●この事業所で行っている、過去1年間の収入（販売）額のない場合は、第2面の記入は不要です。	1 土木工事の施工額が、施工額全体の80%以上	2 建築工事の施工額が、施工額全体の80%以上	3 土木工事と建築工事の施工額が、いずれも施工額全体の80%未満	4 主に製造して出荷又は卸売	5 主に製造して通信販売・ネット販売等で小売	6 主に他の業者から支給された原材料により製造・加工	7 主に同一企業内の他の事業所で製造・加工した物品を卸売	8 主に他企業の事業所（下請先も含む）で生産・加工した物品を卸売	9 主に製造して店舗で小売	10 主に他の事業所から仕入れた商品を店舗で小売	11 主に仕入れた商品を店舗を持たずに通信販売・ネット販売・訪問販売等で小売	12 主に調理済みの料理品（折詰料理、そうざんなど）を小売	13 主に顧客の注文で調理する料理品を提供（配達を含む）					
以降の売上金額等については、消費税込みで記入してください。経理処理上、税込みで記入できない場合は、右の□に「レ」印を記入し、税抜きで記入してください。														→ □				
7 事業所の年間総売上（収入）金額	●事業所の年間総売上（収入）金額を万円単位で記入してください。													十兆 兆 千億 百億 十億 億 千万 百万 十万 万 (万円未満四捨五入)				
●売上（収入）金額の定義は、「調査票の記入のしかた」を参照してください。	●平成25年1月から12月までの1年間（この期間で記入できない場合は、平成25年を最も多く含む決算期間）の決算について記入してください。													2 7 2 5 0 0 0 0 0 0 円				

### 7 事業所の年間総売上（収入）金額

- 平成25年1月から12月までの年間総売上（収入）金額を記入してください。この期間で記入できない場合は、平成25年を最も多く含む決算期間の決算について記入してください。
- 平成25年に事業所を移転している場合は、移転前と移転後の売上の合計を記入してください。
- 年間総売上（収入）金額が5千円未満又は売上（収入）金額がない場合は、「0」万円と記入してください。
- 「¥」記号は記入しないでください。

#### 《事業所調査票における企業内取引の取扱い》

- 企業内取引についても市価に換算して年間総売上（収入）金額に含めます。企業調査票の「7 組織全体の年間総売上（収入）金額」欄（11ページ）とは取扱いが異なりますのでご注意ください。



企業内取引を含めます。

#### ○本社工場の年間総売上（収入）金額

上図を例として、本社工場の年間総売上（収入）金額を記入する場合は、本社工場から販売している額（販売A）と営業所に引き渡した額（B）を本社工場の年間総売上（収入）金額として記入してください。営業所に引き渡した製品の出荷額が不明な場合でも、仮に他の企業へ売った場合はいくらになるか市価換算するなどして記入してください。

#### ○営業所の年間総売上（収入）金額

上図を例として、営業所の年間総売上（収入）金額を記入する場合は、営業所から販売している額（販売C）を年間総売上（収入）金額として記入してください。

※ 企業内取引を行っている場合は、事業所単位の年間総売上（収入）金額の合計と組織全体の年間総売上（収入）金額が一致しません。

$$\begin{aligned} & \text{事業所単位の売上（収入）金額の合計（A+B+C）} \\ & \geq \text{組織全体の売上（収入）金額（A+C）} \end{aligned}$$

## 2. 事業所調査票の記入のしかた(第2面 8欄~9欄)

**第2面は当該事業所の主な事業が卸売業、小売業の場合に記入してください。**  
**企業全体でなく、当該事業所だけの年間商品販売額及びその他の収入額について記入してください。**

平成25年1月から12月までの1年間分を記入してください。  
この期間で記入できない場合は、平成25年を最も多く含む決算期間の決算について記入してください。

卸売事業所	小売事業所
小売事業所、他の卸売事業所や、他産業の事業所に商品を販売する事業所 ○卸売商、問屋、商社、貿易商、買継商、仲買人、農産物集荷業、製造業の会社の販売事業所などは卸売事業所となります。	「個人用」又は「家庭用消費」のために商品を販売する事業所 ○製造した商品とその場所で個人又は家庭用消費者に販売する製造小売事業所(パン屋、菓子屋など)も小売事業所となります。 ○ガソリンスタンドはすべて小売事業所となります。

以下の場合も卸売事業所・小売事業所に該当します。

- 駅構内にある事業所
- 会社、官公庁、学校、工場、有料道路内などの構内にある別経営の事業所
- 無店舗販売を行っている事業所(訪問販売、通信・カタログ販売、インターネット販売など)
- 移動販売を行っている事業所(露天、行商、旅商、屋台、立売など)
- 商業を営む法人企業で商品の仕入れや販売を行わないで管理・補助的業務のみを行っている事業所(本所・本社・本店、自家用倉庫、その他の補助的業務を行う事業所)

### 8(2) その他の収入額

- 金額は万円単位で記入し、万円未満は四捨五入してください。
- 「その他の収入額」には、商品の販売以外の事業による収入額及び商品販売に関連した修理料、仲立手数料の合計を記入してください。DPE、宅配便取次などの場合には、利用者が支払う金額でなく、取引先の業者から受け取る手数料を記入してください。
- 企業全体ではなく、この事業所だけの「その他の収入額」について記入してください。
- 「その他の収入額」の合計を100%として、その内訳を%で記入してください。(小数点以下四捨五入)

【注意】 卸売業・小売業の対象とならない場合

商業以外の事業活動③~⑥のうち1つの収入額が、「年間商品販売額(卸売+小売)」、「①修理料」、「②仲立手数料」の合計額を上回る場合、この事業所は商業以外の産業に分類されます。

その場合には、必ず1面の「6. 事業所の事業の種類及び業態」の「(2) 主な事業の内容」、「(3) 生産品、取扱商品又は営業種目」、「(4) 事業の業態」を記入してください。

8年間商品販売額等  
●平成25年1月から12月までの1年間(この期間で記入できない場合は、平成25年を最も多く含む決算期間)の商品販売額及びその他の収入額について記入してください。  
●金額は万円単位で記入し、万円未満は四捨五入し、割合は小数点以下を四捨五入し、記入してください。

(1) 年間商品販売額

卸売販売額計										小売販売額計											
兆	兆	千億	百億	十億	億	千万	百万	十万	万	(万円未満四捨五入)	兆	兆	千億	百億	十億	億	千万	百万	十万	万	(万円未満四捨五入)
										53880000											21450000

●上記年間商品販売額の内訳について、同封の「商品分類表(卸売、小売)」の中から、販売額が多い順に、分類番号、商品名、販売金額を記入し、卸売・小売の別を○で囲んでください。  
●金額で記入できない場合は、年間商品販売額(卸売販売額と小売販売額の合計)に占める割合を記入してください。  
なお、本店から支店への商品振替などは「卸売」として記入してください。

分類番号	商品分類表の商品名	販売金額(年間)										又は割合(%)												
		兆	千億	百億	十億	億	千万	百万	十万	万	(万円未満四捨五入)													
57311	婦人服 (卸売・小売)										110750000													
57321	子供服 (卸売・小売)										60100000													
51221	婦人・子供服 (卸売・小売)										35140000													
57911	かばん・袋物 (卸売・小売)										32950000													
51331	かばん・袋物 (卸売・小売)										14100000													
57211	男子服 (卸売・小売)										10700000													
51211	男子服 (卸売・小売)										46400000													
	(卸売・小売)										0000													
	(卸売・小売)										0000													
	(卸売・小売)										0000													

(2) その他の収入額

兆	千億	百億	十億	億	千万	百万	十万	万	(万円未満四捨五入)	その他の収入額の内訳を割合で記入してください。	
									4120000		

その他の収入額の内訳(小数点以下は四捨五入)

商品販売に関する収入	①修理料	100	%	④飲食部門収入額		%
	②仲立手数料		%	⑤サービス業収入額		%
	③製造業出荷額		%	⑥上記(①~⑤)以外の収入額		%
合計(①~⑥)						100%

9年間商品販売額等の販売方法別割合

①現金販売	②電子マネーによる販売	信用販売		合計
		③クレジットカードによる販売	④掛売・その他	
46%	10%	24%	20%	100%

●販売方法別割合を整数(小数点以下は四捨五入)で記入してください。

### 8(1) 年間商品販売額

- 企業内取引も年間商品販売額に含まれます。企業内取引とは本支店間への商品振替分のことをいいます。
- 企業全体ではなく、この事業所だけの年間商品販売額について記入してください。
- 「受託販売」を行っている場合は、手数料ではなく顧客から受け取った金額で記入してください。
- 「卸売」と「小売」では商品名及び分類番号が異なりますので、内訳欄の記入に当たっては、必ず別冊の商品分類表を用い、内容例示を参照して、卸売した商品は「卸売部門」、小売した商品は「小売部門」の商品名及び分類番号を記入してください。また、併せて「商品名」欄の(卸売・小売)のいずれか一方を○で囲んでください。
- 金額は万円単位で記入し、万円未満は四捨五入してください。
- 割合で記入する場合は、年間商品販売額(卸売販売額と小売販売額の合計)に占める割合を、合計を100%とする整数(小数点以下は四捨五入)で記入してください。
- 取扱商品が10品目を超える場合には、調査票の8(1)の内訳欄には記入せず、別紙の「商品別補助用紙」を使用してください。「商品別補助用紙」が無い場合は、実施事務局までご連絡ください。
- その際は、「商品別補助用紙」にある「市区町村コード、調査区番号、事業所番号、\*、整理番号、事業所名」を確認(印字されていない場合は記入)のうえ、該当する全ての取扱商品について「販売金額(年間)」欄または「又は割合(%)」欄を記入し、調査票と一緒に提出してください。

### 9 年間商品販売額の販売方法別割合

- 年間商品販売額(卸売販売額と小売販売額の合計)の販売方法別割合を記入してください。
- 「現金販売」には、商品券、小切手、プリペイドカード、デビットカード等による販売を含みます。
- 「電子マネーによる販売」については下の図を参照してください。
- 「クレジットカードによる販売」は、支払い方法を問わず、クレジットカードを用いたすべての販売をいいます。
- クレジットカードによらない割賦販売等は、「④掛売・その他」になります。

◎ここで把握する「電子マネーによる販売」とは、非接触型ICカードで利用前にチャージを行うプリペイド方式により販売したものです。後払いのポストペイ方式により販売したものは、「④掛売・その他」に記入してください。具体的には下の図の橙色の部分です。

利用媒体	プリペイド(前払い)
紙などの現物	ビール券、商品券、百貨店ギフトカード等
磁気カード、ICカード(接触式)	図書カード、ギフトカード、ポイントカード等
非接触式カード、携帯電話(無線通信)	事業系、鉄道会社系、流通系等
媒体なし(ID・パスワード等)	媒体にポイントを記録するのではなく、サーバ上でポイントを管理するもの

## 2. 事業所調査票の記入のしかた (第2面 10欄~17欄)

10欄~15欄 「8(1)年間商品販売額」のうち、「小売販売額計」が多い場合に記入する欄です。

### 10 年間商品販売額のうち小売販売額の商品販売形態別割合

- ご用聞きは、「店頭販売」に含めます。
- 「訪問販売」は、セールスマン、セールスレディが消費者の家庭などを訪問して商品を販売するものです。仮設会場での展示販売も含めます。
- 「通信・カタログ販売」は、テレビ、ラジオ、カタログ等の媒体を用いて宣伝を行い、消費者から郵便、電話、FAXなどの通信手段により購入の申込みを受けて商品を販売するものです。
- 「インターネット販売」は、インターネットにより購入の申込みを受けて商品を販売するものです。
- 共同購入方式、新聞・牛乳などの月極販売は「その他」に区分してください。

### 11 セルフサービス方式採用の有無

- 「セルフサービス方式」の判断基準は、22ページを参照してください。

### 13 営業時間等

- 「1 開店時刻及び閉店時刻がある(24時間営業以外)」又は「2 終日営業(24時間営業)」のどちらかを必ず○で囲んでください。
- 1の場合は、通常の開店時刻及び閉店時刻を12時間制で記入してください。
- 通信販売、インターネット販売については従業者の勤務時間、訪問販売については販売員などの出店・帰店時刻とします。
- 新聞小売業(宅配専門)、牛乳小売業(宅配専門)は記入する必要はありません。
- 自動販売機の稼働時間は、営業時間とはしません。自動販売機を管理する事業所の営業時間を記入してください。

10~15欄については、8(1)欄「年間商品販売額」のうち「小売販売額計」が多い場合に記入してください。

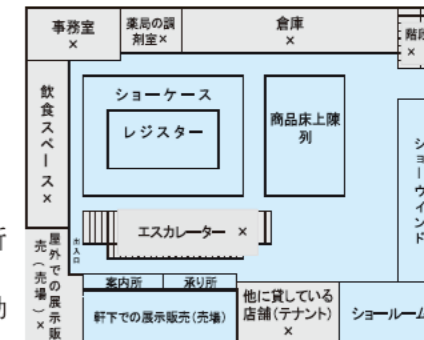
10 年間商品販売額のうち小売販売額の商品販売形態別割合	① 店頭販売	② 訪問販売	③ 通信・カタログ販売 (インターネット以外)	④ インターネット販売	⑤ 自動販売機	⑥ その他	合計
●「年間商品販売額」のうち、小売販売額計について、その商品販売形態別割合を整数(小数点以下は四捨五入)で記入してください。	100						100%
11 セルフサービス方式採用の有無	1 採用している(売場面積の50%以上)		② 採用していない				
●該当する番号を○で囲んでください。							
12 売場面積	165 平方メートル(m <sup>2</sup> )						
●単位は、平方メートルで記入してください。(1坪=3.3m <sup>2</sup> 換算) ●小数点以下は、四捨五入してください。							
13 営業時間等	① 開店時刻及び閉店時刻 (24時間営業以外)		10:00		② 採用していない		
●該当する番号を○で囲み、「1 開店時刻及び閉店時刻がある」場合は、12時間制で記入してください。							
14 来客用駐車場の有無及び収容台数	1 自店の来客用専用駐車場あり		10		③ 採用していない		
●該当する番号を○で囲んでください。 ●「1 自店の来客用専用駐車場」と「2 他店等との共用駐車場」を併用している場合は、両方とも○で囲んでください。							
15 チェーン組織への加盟の有無	1 フランチャイズ・チェーンに加盟している		2 ボランタリー・チェーンに加盟している		③ いずれにも加盟していない		
●該当する番号を○で囲んでください。							

### 14 来客用駐車場の有無及び収容台数

- 「来客用専用駐車場」とは、自己所有または契約等に基づき、貴事業所が単独で使用する事ができる来客用の駐車場をいいます。
- 業務専用駐車場は対象としません。
- 「収容台数」とは、満車の状態で収容できる台数をいい、一日の延べ収容台数ではありません。

### 12 売場面積

- 「売場面積」は小売業のみ記入してください。
- 商品を販売するために実際に使用する延べ床面積を記入してください。
- 以下の事業所は「0」と記入してください。
  - ・ガソリンスタンド
  - ・自動車小売業(新車・中古車)
  - ・牛乳小売業(宅配専門)
  - ・新聞小売業(宅配専門)
  - ・畳小売業、建具小売業
  - ・店頭販売を行っていない事業所(訪問販売、通信・カタログ販売、インターネット販売、自動販売機のみによる販売)



×印は売場面積に含めません。水色部分の面積を記入してください。

### 15 チェーン組織への加盟の有無

- 「1 フランチャイズ・チェーンに加盟している」とは、事業所(フランチャイジー(加盟店))が他の事業所(フランチャイザー(本部))との間に契約を結び、フランチャイザーの商標や経営のノウハウを用いて、同一のイメージのもとに商品の販売等を行っていることをいいます。
- 「2 ボランタリー・チェーンに加盟している」とは、事業所が、同一業種の事業所同士で、本部を中心に共同仕入れ、配送、宣伝、売出しなどを行う共同事業に加盟していることをいいます。
- 「3 いずれにも加盟していない」には、上記1、2にあたらない①レギュラーチェーン(直営店) ②メーカーの系列チェーン・特約店(自動車、事務機器、家電、化粧品など) ③元売り系列のガソリンスタンドなどがあつたります。

16欄~17欄 8(1)年間商品販売額に記入をしていて、「法人事業所」のみ記入する欄です。個人事業所、法人でない事業所は、記入の必要はありません。

### 16 年間商品仕入額の仕入先別割合

- 「①本支店間移動」とは、企業内の本支店間、支店相互間で帳簿上商品の振替を行った場合をいいます。
- 「③親会社」とは、生産業者である親会社(貴社の議決権を、50%を超えて直接所有する会社のこと)をいいます。ただし、50%以下であっても、貴社を子会社とする連結財務諸表を作成している場合は、当該連結財務諸表において貴社の直近上位に位置する会社を親会社とします。
- 「⑥国外(直接輸入)」とは、自社(自分)名義で通関手続きを行った輸入をいいます。

16~17欄については、法人事業所のみ記入してください。(個人経営の場合は、記入する必要はありません)

16 年間商品仕入額の仕入先別割合	① 本支店間移動	② 自店内製造	③ 生産業者		⑤ 卸売業者・その他	⑥ 国外(直接輸入)	合計
●平成25年1月から12月までの1年間(この期間で記入困難な場合は、平成25年を最も多く含む決算期間)の商品仕入額について、その仕入先別割合を整数(小数点以下は四捨五入)で記入してください。	77				23		100%
17 年間商品販売額のうち卸売販売額の販売先別割合	① 本支店間移動	② 卸売業者	③ 小売業者	④ 産業用使用者・その他	⑤ 国外(直接輸出)	合計	
●8(1)欄「年間商品販売額」のうち卸売販売額計に記入のある場合は、その販売額の販売先別割合を整数(小数点以下は四捨五入)で記入してください。			100			100%	

### 17 年間商品販売額のうち卸売販売額の販売先別割合

- 第2面「8年間商品販売額等」(1)年間商品販売額「卸売販売額計」に記入がある場合に記入してください。
- 「①本支店間移動」とは、企業内の本支店間、支店相互間で帳簿上商品の振替を行った場合をいいます。
- 「④産業用使用者・その他」とは、鉱工業、建設業、サービス業、飲食店、官公庁などに商品を販売した場合をいいます。
- 「⑤国外(直接輸出)」とは、自社(自分)名義で通関手続きを行った輸出をいいます。

## セルフサービス方式の判断基準

この事業所が、セルフサービス方式に該当しているか否かの判断を行うにあたっては、以下の1, 2の例示を参考にしてください。なお、例示がない場合は、「3. セルフサービス方式採用の条件」を参考に記入してください。

### 1. セルフサービス方式に該当する主な例及び該当しない主な例

セルフサービス方式に <b>該当する例</b>	セルフサービス方式に <b>該当しない例</b>
○総合スーパー	*百貨店その他、商店街にある従来型の店舗形態を採用している、あるいは主に対面販売を中心とした事業所が該当します。
○専門スーパー(衣料品スーパー、食料品スーパー、住関連スーパー)	○百貨店(デパート)
○ホームセンター	○衣服・身の回り品 呉服屋、寝具屋、毛皮コート店、作業服店、げた・草履屋、靴・袋物屋、ネクタイ屋、傘屋
○ドラッグストア	○飲食料品 米穀店、八百屋、果物屋、食肉店、牛乳販売店、お茶屋、乾物屋、和・洋菓子屋、まんじゅう屋、つくだ煮屋、豆腐屋
○コンビニエンスストア	○自動車・自転車 自動車店、二輪自動車(スクーターを含む)店、自転車屋
○ワンプライスショップ(100円ショップなど)	○機械器具 家庭用電気店(家電量販店を含む)
○大型カー用品店	○その他 家具・建具屋、ふすま・障子屋、畳屋、仏具・神具店、陶磁器・ガラス製品店、調剤薬局、薬店、化粧品店、スキー、ゴルフ、テニス用品等の対面販売を中心とした店、農業用機械器具店、花屋、植木屋、種苗店、肥料・飼料店、ガソリンスタンド(セルフ形式を採用しているものを含む)、楽器店、コンパクトディスク(CD)店(音楽用のもの)、テレビゲーム・ゲームソフト店、カメラ店、時計店、眼鏡店、たばこ店、骨とう品店、宝石店、ペットショップ

### 3. セルフサービス方式採用の条件

- ◆「セルフサービス方式を採用している」とは、当該事業所の売場面積の50%以上について、次の三つの条件を兼ね備えている場合をいいます。
- ①客が値札等により各商品の値段が判るような表示方法をとっていること
  - ②店に備えられている買い物カゴ、ショッピングカート、トレーなどにより、客が自由に商品を選び取れるようなシステムをとっていること
  - ③売り場の出口などに設置されている精算所(レジ)において、客が一括して代金の支払いを行うシステムになっていること

### 2. セルフサービス方式か否か紛らわしいもの

	セルフサービス方式に <b>該当する例</b>	セルフサービス方式に <b>該当しない例</b>
<衣服・身の回り品>		
○衣料用品	・衣料品スーパー	・紳士服・婦人服専門店
○靴店	・靴量販店	・主に対面販売を中心とした店
<飲食料品>		
○酒店	・酒量販店	・主に対面販売を中心とした店
○鮮魚店	・消費単位にあわせてあらかじめ包装されている商品を中心とした店	・主に対面販売を中心とした店
○パン店	・主にトレーを用いている店	・主に対面販売を中心とした店
○そう菜・弁当屋	・消費単位にあわせてあらかじめ包装されている商品を中心とした店	・主に対面販売を中心とした店
<その他>		
○金物・荒物店	・ホームセンター	・主に対面販売を中心とした店
○日用品雑貨店	・ワンプライスショップ(100円ショップなど)	・主に対面販売を中心とした店
○医薬品店	・ドラッグストア	・調剤薬局、薬店
○書籍店(本屋)	・主に古本を取り扱う量販店	・主に新刊本を取り扱う書店 ・古本店(量販店を除く)
○文具・事務用品店	・文具・事務用品量販店	・主に対面販売を中心とした店
○スポーツ用品店	・対面販売を必要としない商品を中心とした店	・スキー、ゴルフ、テニス用品等の対面販売を中心とした店
○釣具店	・釣具量販店	・主に対面販売を中心とした店
○おもちゃ屋	・がん具量販店	・主に対面販売を中心とした店
○花・植木店	・園芸センター	・切り花等で主に対面販売を中心とした店(花屋、植木屋)
○中古品・リサイクルショップ	・対面販売を必要としない商品を中心とした店	・主に家電・家具等の対面販売を中心とした店

1. 「この事業所で行っている事業」欄の説明

事業所調査票の「6 (1)」欄については、以下の説明を参考にして記入してください。

物の生産

サービスの提供

**農業、林業** 動植物を飼育、栽培する事業、林木を育成、陸生動植物を採取する事業

- 農業に直接関係するサービス業務も含まれます(庭園作り、花壇の手入れを行う場合も含まれます。)
- 林業に直接関係するサービス業務も含まれます(鳥獣の捕獲、昆虫類の採捕を行う場合も含まれます。)
- もやし、かいわれ大根などの工場栽培も含まれます。
- × 公衆道路、運動場などの土木事業を伴う公園造成は、「建設業」に該当します。

**漁業** 水産動植物を採取、採捕する事業

- 漁業に直接関係するサービス業務も含まれます(漁業を行う事業所からの請負で網の設置、養殖場での餌まきなどを行う場合も含まれます。)

**鉱業、採石業、砂利採取業** 鉱物の掘採、採石、砂利を採取する事業

- 鉱物を探査するための地質調査や開坑、掘さく、排土などの鉱山開発作業も含まれます。

**建設業** 建設工事を行う事業

- 電気工事、管工事など建築物の一部の設備を工事する事業も含まれます。
- × 測量や、建設工事のコンサルタント、設計、監理を行う事業は、「学術研究、専門・技術サービス業」に該当します。

**製造業** 製品を製造し、卸売・小売業者に販売する事業

- 製造した製品を工場や建設業者、病院、ホテルといった、業務用に販売する場合や、同一企業の他の事業所に製品を引き渡す場合も含まれます。
- 他の事業所からの委託による貸加工も含まれます。
- × 製造して、その場所で消費者に小売を行っている場合は、「卸売業、小売業」に該当します。

**情報通信業** 情報の伝達、処理、提供などを行う事業

- 電気通信業、放送業、ソフトウェア業、データ入力業、サイト運営業、映画・ビデオ・テレビ番組制作業、新聞社、出版社なども含まれます。
- 携帯電話の契約、解約を行う代理店も含まれます(携帯電話の販売も併せて行っている場合は、「卸売業、小売業」にも該当します。)
- × 新聞、書籍等の印刷のみを行う場合は、「製造業」に該当します。

**運輸業、郵便業** 旅客や貨物の運送を行う事業、郵便物又は信書便物を送達する事業

- 物品を保管することを業とする倉庫業、運輸に関するサービス業も含まれます(こん包、運送業務の代理なども含まれます。)
- × 自家用倉庫は倉庫を管理する事業所の産業に該当します。

**卸売業、小売業** 購入した商品を別の業者に販売したり、商品を個人や家庭に販売する事業

- 主として業務用に使用される商品を販売する場合も含まれます(事務用機器・家具、建設材料などを販売。)
- 手数料を得て、他の事業所のために商品の売買の代理又は仲立を行う事業も含まれます。
- 製造して、その場所で消費者に小売をしている場合も含まれます。
- 同種の商品を販売・修理している場合も含まれます。
- 店舗を持たず、カタログ、新聞、インターネット等による通信販売を行う事業も含まれます。
- × 同一の場所で製造して卸売を行っている場合は、「製造業」に該当します。

**金融業、保険業** 資金の融通を行う事業や保険・共済を取り扱う事業

- 資金取引の仲介を行う金融商品取引業、商品先物取引業、商品投資顧問業なども含まれます。

●業種及び業態を選択する際の参考として、事業に関する説明や事例を紹介している、『経済センサス「事業の種類」検索辞典』をインターネット上で掲載しています。

【経済センサス「事業の種類」検索辞典】

経済センサス 検索辞典 検索 <http://www.stat.go.jp/data/e-census/jiten/index.htm>

流通

**不動産業、物品賃貸業** 土地、建物の売買・賃貸・管理を行う事業、物品を賃貸する事業

- 不動産の取引の代理・仲介を行う事業、駐車場業も含まれます。
- × 建物の建設を自ら行い、分譲する場合は、「建設業」に該当します。

**電気・ガス・熱供給・水道業** 各資源エネルギーの供給を行う事業

- 蒸気、温水、冷水等を導管により供給する事業なども含まれます。
- 下水道業を行う事業も含まれます。
- × 電気・ガス・水道事業所から検針・集金業務を請け負う場合は、「他の営利事業」に該当します。

**学術研究、専門・技術サービス業** 学術的研究、専門的な知識・技術を提供する事業

- 法律事務所、公認会計士事務所、社会保険労務士事務所などの専門的な知識を提供する事業及び研究所なども含まれます。
- デザイン業、建築設計業、機械設計業、商品検査業、写真業なども含まれます。
- 純粋持株会社も含まれます。

**宿泊業、飲食サービス業** 宿泊場所を提供する事業、客の注文に応じ調理した飲食料品を、その場所で飲食させる又は持ち帰りや配達により提供する事業

- 病院給食、施設給食、ケータリングサービスを行う事業も含まれます。
- × 飲食料品を作り置きなどし、販売する場合は、「卸売業、小売業」に該当します。

**生活関連サービス業、娯楽業** 個人を対象に家庭生活に関連したサービスや娯楽を提供する事業

- クリーニング業、理・美容業、浴場業、旅行業、冠婚葬祭業などのサービスを提供する事業も含まれます。
- 映画館、劇団、競馬場、野球場、フィットネスクラブ、パチンコ店など娯楽あるいは余暇利用・スポーツに係る施設を提供する事業も含まれます。

**教育、学習支援業** 学校教育や教養・技能などを教授する事業

- 学校の補習教育を行う学習塾、ピアノ教室、図書館、美術館、動物園なども含まれます。
- × 乳児又は幼児を保育する保育所は、「医療、福祉」に該当します。

**医療、福祉** 医療や社会福祉に関するサービスを提供する事業

- 成人病集団検診業、健康保険組合など保健衛生や社会保険に関するサービスを提供する事業、保育所、老人ホーム、訪問介護事業なども含まれます。
- × 調剤薬局は、「卸売業、小売業」に該当します。
- × 獣医業は、「学術研究、専門・技術サービス業」に該当します。

**他の営利事業** 他に当てはまらない営利事業

- 廃棄物処理業、自動車や機械等の整備・修理を行う事業も含まれます。
- 労働者を派遣する事業も含まれます。
- × 同種の商品を販売・修理している場合は、「卸売業、小売業」に該当します。

**その他** 政治・経済・文化・宗教団体など

- 経済団体(実業団体、商工会議所など)、労働団体(労働組合、職員組合など)、学術・文化団体も含まれます。

その他のサービスの提供

## 2. 「主な事業の内容」欄、「生産品、取扱い商品又は営業種目」欄の記入例

企業調査票の「5(1)」欄・「5(2)」欄及び事業所調査票の「6(2)」欄・「6(3)」欄については、以下を参考にして記入してください。

主な事業の内容	生産品、取扱い商品又は営業種目																														
<b>本社などで、管理事務を行っている場合</b> ・主として企業全体や配下の支所の管理事務を行っている場合は、「管理事務」と記入するとともに、管理下の全事業所を通じた全体の主な事業の内容を記入してください。 また、「1 管理事務、2 自家用倉庫、3 補助的業務」欄の「1 管理事務」を○で囲んでください。 ・純粋持株会社の場合は「純粋持株会社」と記入してください。	<table border="1"> <tr><td>管理事務 (自動車製造)</td><td>① 自動車</td></tr> <tr><td></td><td>②</td></tr> <tr><td></td><td>③</td></tr> <tr><td>純粋持株会社</td><td>①</td></tr> <tr><td></td><td>②</td></tr> <tr><td></td><td>③</td></tr> </table>	管理事務 (自動車製造)	① 自動車		②		③	純粋持株会社	①		②		③																		
管理事務 (自動車製造)	① 自動車																														
	②																														
	③																														
純粋持株会社	①																														
	②																														
	③																														
<b>飲食サービス業の場合</b> (事業所調査票については「6(4) 事業の業態」欄も記入してください) ・特定の料理を提供している場合は、飲食品の種類が分かるように「天ぷら料理店」、「イタリア料理店」、「中華料理店」、「焼肉店」、「そば・うどん店」、「すし店」、「ハンバーガー店」などのように記入してください。 ・客の注文に応じて調理し、持ち帰り又は配達により提供している場合は、その旨を記入してください。 ・各種の料理を提供している場合は、「一般食堂」、「大衆食堂」、「ファミリーレストラン(各種料理)」などのように記入してください。 ・主として酒を提供している場合は、「居酒屋」、「バー」、「キャバレー」、「ナイトクラブ」などのように記入してください。	<table border="1"> <tr><td>天ぷら料理店</td><td>① 天ぷら</td></tr> <tr><td></td><td>② 刺身</td></tr> <tr><td></td><td>③ ビール</td></tr> <tr><td>すし店(持ち帰り)</td><td>① にぎり</td></tr> <tr><td></td><td>② 海鮮丼</td></tr> <tr><td></td><td>③</td></tr> <tr><td>ピザの宅配</td><td>① ピザ</td></tr> <tr><td></td><td>② パスタ</td></tr> <tr><td></td><td>③ グラタン</td></tr> <tr><td>一般食堂</td><td>① 日替わり定食</td></tr> <tr><td></td><td>② カレーライス</td></tr> <tr><td></td><td>③ 親子丼</td></tr> </table>	天ぷら料理店	① 天ぷら		② 刺身		③ ビール	すし店(持ち帰り)	① にぎり		② 海鮮丼		③	ピザの宅配	① ピザ		② パスタ		③ グラタン	一般食堂	① 日替わり定食		② カレーライス		③ 親子丼						
天ぷら料理店	① 天ぷら																														
	② 刺身																														
	③ ビール																														
すし店(持ち帰り)	① にぎり																														
	② 海鮮丼																														
	③																														
ピザの宅配	① ピザ																														
	② パスタ																														
	③ グラタン																														
一般食堂	① 日替わり定食																														
	② カレーライス																														
	③ 親子丼																														
<b>商品を販売している場合</b> (事業所調査票については「6(4) 事業の業態」欄も記入してください) ・作り置きした弁当などを小売している場合は、「○○の小売(作り置き)」と記入してください。 ・取り扱っている商品名と、卸売か小売かの別を記入してください。 ・自ら製造を行わず、下請業者に製造(加工)させて、この事業所(自社)の製品として卸売している場合は、「○○の卸売」と記入してください。 ・主に各種食料品を小売している場合は、「各種食料品の小売」と記入し、店の種類(コンビニエンスストア、スーパーなど)を付け加えます。 ・商品を製造して小売している場合は、「○○の製造小売」と記入してください。 ・店舗を持たず、専らカタログ、テレビ、インターネット等の通信販売により個人から注文を受け、商品を販売している場合は、「○○の通信販売(無店舗)」と記入してください。	<table border="1"> <tr><td>弁当の小売 (作り置き)</td><td>① 唐揚げ弁当</td></tr> <tr><td></td><td>② 幕の内弁当</td></tr> <tr><td></td><td>③ 生姜焼き弁当</td></tr> <tr><td>パソコン等の機械 器具の卸売</td><td>① パソコン</td></tr> <tr><td></td><td>② プリンター</td></tr> <tr><td></td><td>③ コピー機</td></tr> <tr><td>各種食料品の小売 (コンビニエンスストア)</td><td>① 弁当</td></tr> <tr><td></td><td>② 飲み物</td></tr> <tr><td></td><td>③ お菓子</td></tr> <tr><td>婦人服の通信販売 (無店舗)</td><td>① 婦人服</td></tr> <tr><td></td><td>② 婦人靴</td></tr> <tr><td></td><td>③</td></tr> <tr><td>携帯電話取扱店</td><td>① 携帯電話の小売</td></tr> <tr><td></td><td>② 事務手続き手数料</td></tr> <tr><td></td><td>③</td></tr> </table> <p>「生産品、取扱い商品又は営業種目」欄は企業調査票のみ記入してください。 (商業事業所以外の場合は、事業所調査票にも記入してください。)</p>	弁当の小売 (作り置き)	① 唐揚げ弁当		② 幕の内弁当		③ 生姜焼き弁当	パソコン等の機械 器具の卸売	① パソコン		② プリンター		③ コピー機	各種食料品の小売 (コンビニエンスストア)	① 弁当		② 飲み物		③ お菓子	婦人服の通信販売 (無店舗)	① 婦人服		② 婦人靴		③	携帯電話取扱店	① 携帯電話の小売		② 事務手続き手数料		③
弁当の小売 (作り置き)	① 唐揚げ弁当																														
	② 幕の内弁当																														
	③ 生姜焼き弁当																														
パソコン等の機械 器具の卸売	① パソコン																														
	② プリンター																														
	③ コピー機																														
各種食料品の小売 (コンビニエンスストア)	① 弁当																														
	② 飲み物																														
	③ お菓子																														
婦人服の通信販売 (無店舗)	① 婦人服																														
	② 婦人靴																														
	③																														
携帯電話取扱店	① 携帯電話の小売																														
	② 事務手続き手数料																														
	③																														
<b>物品を製造(加工)している場合</b> (事業所調査票については「6(4) 事業の業態」欄も記入してください) ・何を作っているのか(生産品の名称)、何から作っているのか(材料)、製品の用途、製造の方法などが分かるように記入してください。 ・機械器具やプラスチック製品などを製造している場合は、その用途を記入してください。 ・製造販売で、卸売と小売の両方を行っている場合は、「○○の製造卸売」などと、どちらが主か分かるように記入してください。	<table border="1"> <tr><td>革製手袋の製造</td><td>① ゴルフ用</td></tr> <tr><td></td><td>② 野球用</td></tr> <tr><td></td><td>③ 防寒用</td></tr> <tr><td>魚肉加工による 練り製品の製造</td><td>① かまぼこ</td></tr> <tr><td></td><td>② ちくわ</td></tr> <tr><td></td><td>③ ソーセージ</td></tr> <tr><td>電化製品用プラスチック 製品の製造</td><td>① テレビ用キャビネット</td></tr> <tr><td></td><td>② 電話機器体</td></tr> <tr><td></td><td>③ 電気そうじ機器体</td></tr> <tr><td>電子デバイス製造</td><td>① 集積回路</td></tr> <tr><td></td><td>② 液晶パネル</td></tr> <tr><td></td><td>③</td></tr> </table>	革製手袋の製造	① ゴルフ用		② 野球用		③ 防寒用	魚肉加工による 練り製品の製造	① かまぼこ		② ちくわ		③ ソーセージ	電化製品用プラスチック 製品の製造	① テレビ用キャビネット		② 電話機器体		③ 電気そうじ機器体	電子デバイス製造	① 集積回路		② 液晶パネル		③						
革製手袋の製造	① ゴルフ用																														
	② 野球用																														
	③ 防寒用																														
魚肉加工による 練り製品の製造	① かまぼこ																														
	② ちくわ																														
	③ ソーセージ																														
電化製品用プラスチック 製品の製造	① テレビ用キャビネット																														
	② 電話機器体																														
	③ 電気そうじ機器体																														
電子デバイス製造	① 集積回路																														
	② 液晶パネル																														
	③																														
<b>土木・建築・設備工事を行っている場合</b> (事業所調査票については「6(4) 事業の業態」欄も記入してください) ・建築物の種類や工事の内容が分かるように記入してください。 ・工事の内容については、建築物や土木施設の工事全体を行うか、そのうちの一部の工事を請け負っているか、プレハブ工法で行うかなどが分かるように記入してください。 ・土木工事を行っている場合は、舗装工事か、それ以外の工事かが分かるように記入してください。 ・住宅設備機器等の施工を行っているほか、それらの販売も行っている場合は、主とする内容が分かるように記入してください。	<table border="1"> <tr><td>木造住宅の建築の 一式請負</td><td>① 木造住宅</td></tr> <tr><td></td><td>②</td></tr> <tr><td></td><td>③</td></tr> <tr><td>道路などの舗装工事の 一式請負</td><td>① 道路の舗装</td></tr> <tr><td></td><td>② 駐車場の舗装</td></tr> <tr><td></td><td>③</td></tr> <tr><td>風呂などの住宅設備 機器の卸売及び 取付工事(卸売が主)</td><td>① 風呂の浴槽</td></tr> <tr><td></td><td>② システムキッチン</td></tr> <tr><td></td><td>③ 洗浄機付トイレ</td></tr> <tr><td>建物の外壁吹付塗装</td><td>① オフィスビル</td></tr> <tr><td></td><td>② マンション</td></tr> <tr><td></td><td>③ モルタル住宅</td></tr> </table>	木造住宅の建築の 一式請負	① 木造住宅		②		③	道路などの舗装工事の 一式請負	① 道路の舗装		② 駐車場の舗装		③	風呂などの住宅設備 機器の卸売及び 取付工事(卸売が主)	① 風呂の浴槽		② システムキッチン		③ 洗浄機付トイレ	建物の外壁吹付塗装	① オフィスビル		② マンション		③ モルタル住宅						
木造住宅の建築の 一式請負	① 木造住宅																														
	②																														
	③																														
道路などの舗装工事の 一式請負	① 道路の舗装																														
	② 駐車場の舗装																														
	③																														
風呂などの住宅設備 機器の卸売及び 取付工事(卸売が主)	① 風呂の浴槽																														
	② システムキッチン																														
	③ 洗浄機付トイレ																														
建物の外壁吹付塗装	① オフィスビル																														
	② マンション																														
	③ モルタル住宅																														

主な事業の内容	生産品、取扱い商品又は営業種目																		
<b>倉庫の場合</b> ・低温装置を施した倉庫の場合は、その旨を記入してください。 ・店舗、工場などの自家用の倉庫の場合は、その店舗、工場などの主な事業の内容と自家用の倉庫であることが分かるように記入してください。 また、「1 管理事務、2 自家用倉庫、3 補助的業務」欄の「2 自家用倉庫」を○で囲んでください。	<table border="1"> <tr><td>倉庫業</td><td>① 冷蔵倉庫</td></tr> <tr><td></td><td>② トランクルーム</td></tr> <tr><td></td><td>③</td></tr> <tr><td>○○工場の自家用倉庫 (飲料用のアルミ缶の製造)</td><td>① 清涼飲料水用</td></tr> <tr><td></td><td>② ビール用</td></tr> <tr><td></td><td>③</td></tr> </table>	倉庫業	① 冷蔵倉庫		② トランクルーム		③	○○工場の自家用倉庫 (飲料用のアルミ缶の製造)	① 清涼飲料水用		② ビール用		③						
倉庫業	① 冷蔵倉庫																		
	② トランクルーム																		
	③																		
○○工場の自家用倉庫 (飲料用のアルミ缶の製造)	① 清涼飲料水用																		
	② ビール用																		
	③																		
<b>不動産に関する事業を行っている場合</b> ・不動産の種類(住宅、事務所、店舗、土地など)のほか、これらについて売買しているか、賃貸しているか又はそれらの代理・仲介をしているかが分かるように記入してください。 ・マンションの管理を請け負っている場合は、「マンションの管理」と記入してください。 ・ビルなどの建物を対象として清掃、保守、機器の運転、その他維持管理を行っている場合は、「ビル総合管理」、「建物の清掃・保守」などのように記入してください。	<table border="1"> <tr><td>アパート・マンションの 賃貸の仲介</td><td>① アパート</td></tr> <tr><td></td><td>② マンション</td></tr> <tr><td></td><td>③ 一戸建て住宅</td></tr> <tr><td>マンションの管理</td><td>① マンション</td></tr> <tr><td></td><td>②</td></tr> <tr><td></td><td>③</td></tr> <tr><td>ビル総合管理</td><td>① 施設の清掃</td></tr> <tr><td></td><td>② 空調設備の点検</td></tr> <tr><td></td><td>③</td></tr> </table>	アパート・マンションの 賃貸の仲介	① アパート		② マンション		③ 一戸建て住宅	マンションの管理	① マンション		②		③	ビル総合管理	① 施設の清掃		② 空調設備の点検		③
アパート・マンションの 賃貸の仲介	① アパート																		
	② マンション																		
	③ 一戸建て住宅																		
マンションの管理	① マンション																		
	②																		
	③																		
ビル総合管理	① 施設の清掃																		
	② 空調設備の点検																		
	③																		
<b>運輸事業の場合</b> ・運送手段の種類(自動車、軽自動車、オートバイ、鉄道、航空機、船舶など)と運送する対象(人、物)などが分かるように記入してください。 ・貨物利用運送業の場合は、第一種利用運送業か第二種利用運送業か分かるように記入してください。 ・貨物の運送取扱店が分かるように、具体的に記入してください。	<table border="1"> <tr><td>乗合バスによる 旅客の運送</td><td>① 路線バス</td></tr> <tr><td></td><td>② 定期観光バス</td></tr> <tr><td></td><td>③</td></tr> <tr><td>軽トラックによる 貨物宅配便</td><td>① 小荷物</td></tr> <tr><td></td><td>② 引越</td></tr> <tr><td></td><td>③</td></tr> </table>	乗合バスによる 旅客の運送	① 路線バス		② 定期観光バス		③	軽トラックによる 貨物宅配便	① 小荷物		② 引越		③						
乗合バスによる 旅客の運送	① 路線バス																		
	② 定期観光バス																		
	③																		
軽トラックによる 貨物宅配便	① 小荷物																		
	② 引越																		
	③																		
<b>物品の修理を行っている場合</b> ・何を修理しているか分かるように記入してください。 ・同種商品の販売を兼ねている場合は、その旨を記入してください。	<table border="1"> <tr><td>自動車の整備・小売</td><td>① 自動車の整備</td></tr> <tr><td></td><td>② 自動車の小売</td></tr> <tr><td></td><td>③</td></tr> </table>	自動車の整備・小売	① 自動車の整備		② 自動車の小売		③												
自動車の整備・小売	① 自動車の整備																		
	② 自動車の小売																		
	③																		
<b>協同組合の場合</b> ・協同組合の種類(農業協同組合、水産加工業協同組合、事業協同組合など)のほか、協同組合が行っている事業の内容を記入してください。 ・協同組合の事業所で、単一事業を行っている場合は、その事業(営農センター、共同選果場、ガソリンスタンドなど)を記入してください。 ・信用事業又は共済事業のほかに購買事業、販売事業、経営・技術指導等を行っている場合には、必ず信用事業又は共済事業を記入し、さらに行っている他の事業を記入してください。	<table border="1"> <tr><td>信用・共済・購買 を行う農協</td><td>① 信用</td></tr> <tr><td></td><td>② 共済</td></tr> <tr><td></td><td>③ 購買</td></tr> <tr><td>農業資材販売</td><td>① 肥料</td></tr> <tr><td></td><td>②</td></tr> <tr><td></td><td>③</td></tr> <tr><td>金融業務</td><td>① 窓口業務</td></tr> <tr><td></td><td>②</td></tr> <tr><td></td><td>③</td></tr> </table>	信用・共済・購買 を行う農協	① 信用		② 共済		③ 購買	農業資材販売	① 肥料		②		③	金融業務	① 窓口業務		②		③
信用・共済・購買 を行う農協	① 信用																		
	② 共済																		
	③ 購買																		
農業資材販売	① 肥料																		
	②																		
	③																		
金融業務	① 窓口業務																		
	②																		
	③																		
<b>病院、医院などの場合</b> ・専門の科名と病床数を記入してください。	<table border="1"> <tr><td>○○診療所 (病床数15)</td><td>① 内科</td></tr> <tr><td></td><td>② 小児科</td></tr> <tr><td></td><td>③</td></tr> </table>	○○診療所 (病床数15)	① 内科		② 小児科		③												
○○診療所 (病床数15)	① 内科																		
	② 小児科																		
	③																		
<b>労働者(人材)の派遣などを行っている場合</b> ・労働者派遣、職業紹介又は業務請負のいずれかが分かるように記入してください。 なお、業務請負の場合は、「清掃請負」、「ピッキング、こん包、出荷請負」、「運搬請負」、「ベッドメーカー作業請負」など、請け負っている内容が分かるように記入してください。	<table border="1"> <tr><td>労働者派遣</td><td>① 事務員</td></tr> <tr><td></td><td>② ソフトウェア開発</td></tr> <tr><td></td><td>③</td></tr> <tr><td>職業紹介業</td><td>① 営業スタッフ</td></tr> <tr><td></td><td>② 事務スタッフ</td></tr> <tr><td></td><td>③</td></tr> <tr><td>業務請負</td><td>① 自動車(新車)塗装請負</td></tr> <tr><td></td><td>② 携帯電話組立請負</td></tr> <tr><td></td><td>③</td></tr> </table>	労働者派遣	① 事務員		② ソフトウェア開発		③	職業紹介業	① 営業スタッフ		② 事務スタッフ		③	業務請負	① 自動車(新車)塗装請負		② 携帯電話組立請負		③
労働者派遣	① 事務員																		
	② ソフトウェア開発																		
	③																		
職業紹介業	① 営業スタッフ																		
	② 事務スタッフ																		
	③																		
業務請負	① 自動車(新車)塗装請負																		
	② 携帯電話組立請負																		
	③																		
<b>宿泊施設の場合</b> ・施設の種類が分かるように、「旅館」、「ホテル」、「簡易宿泊所」、「カプセルホテル」、「ユースホステル」などと記入してください。 ・民宿の場合は、旅館・ホテルか簡易宿泊所か分かるように記入してください。	<table border="1"> <tr><td>ホテル</td><td>① 宿泊</td></tr> <tr><td></td><td>② 結婚式</td></tr> <tr><td></td><td>③ レストラン</td></tr> </table>	ホテル	① 宿泊		② 結婚式		③ レストラン												
ホテル	① 宿泊																		
	② 結婚式																		
	③ レストラン																		

### 3. よくある質問

主な事業の内容	生産品、取扱い商品又は営業種目								
<b>手技などによる施術を行っている場合</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>主に療術を行う場合は、施術の内容が分かるように記述してください。</li> <li>主に美容・痩身を目的とするエステティック業の場合は、「エステティック業」、「エステティックサロン」などと記入してください。</li> <li>主に心身の緊張を弛緩させるための手技による施術を行う場合は、「リラクゼーション業(手技を用いるもの)」と記入してください。</li> </ul>	<table border="1"> <tr> <td>リラクゼーション業(手技を用いるもの)</td> <td>① 手技によるボディケア ② 手技によるフットケア ③ 手技によるハンドケア</td> </tr> <tr> <td>エステティック業</td> <td>① 美顔 ② 痩身 ③ アロマオイルトリートメント</td> </tr> <tr> <td>リフレクソロジー</td> <td>① リフレクソロジー ② ハンドリフレクソロジー ③ アロマオイルの小売</td> </tr> </table>	リラクゼーション業(手技を用いるもの)	① 手技によるボディケア ② 手技によるフットケア ③ 手技によるハンドケア	エステティック業	① 美顔 ② 痩身 ③ アロマオイルトリートメント	リフレクソロジー	① リフレクソロジー ② ハンドリフレクソロジー ③ アロマオイルの小売		
リラクゼーション業(手技を用いるもの)	① 手技によるボディケア ② 手技によるフットケア ③ 手技によるハンドケア								
エステティック業	① 美顔 ② 痩身 ③ アロマオイルトリートメント								
リフレクソロジー	① リフレクソロジー ② ハンドリフレクソロジー ③ アロマオイルの小売								
<b>保険を扱っている場合</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>扱っている保険の種類(生命保険、火災保険など)が分かるように記入してください。</li> <li>代理店の場合は、その旨を記入してください。</li> </ul>	<table border="1"> <tr> <td>保険代理店</td> <td>① 生命保険 ② 自動車保険 ③</td> </tr> </table>	保険代理店	① 生命保険 ② 自動車保険 ③						
保険代理店	① 生命保険 ② 自動車保険 ③								
<b>宗教法人の場合</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>仏教系、神道系、キリスト教系などの種類が分かるように記入してください。</li> </ul>	<table border="1"> <tr> <td>宗教法人(仏教系)</td> <td>① ② ③</td> </tr> </table>	宗教法人(仏教系)	① ② ③						
宗教法人(仏教系)	① ② ③								
<b>福祉事業を行っている場合</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>児童福祉、老人福祉、障がい者福祉のいずれかが分かるように記入してください。</li> <li>なお、老人福祉の場合は、施設の種類が分かるように記入してください。</li> <li>1箇所で、複数の施設を経営している場合は、主な施設の種類が分かるように記入してください(同じ場所であっても、他者が経営している事業所は除きます。)</li> </ul>	<table border="1"> <tr> <td>老人デイサービスセンター</td> <td>① デイサービス ② 訪問介護 ③</td> </tr> <tr> <td>介護老人保健施設</td> <td>① 療養 ② リハビリ ③</td> </tr> <tr> <td>ケアホーム(障がい者)</td> <td>① 介護 ② ③</td> </tr> <tr> <td>高齢者複合福祉施設</td> <td>① 特別養護老人ホーム ② 認知症老人グループホーム ③ 老人デイサービス</td> </tr> </table>	老人デイサービスセンター	① デイサービス ② 訪問介護 ③	介護老人保健施設	① 療養 ② リハビリ ③	ケアホーム(障がい者)	① 介護 ② ③	高齢者複合福祉施設	① 特別養護老人ホーム ② 認知症老人グループホーム ③ 老人デイサービス
老人デイサービスセンター	① デイサービス ② 訪問介護 ③								
介護老人保健施設	① 療養 ② リハビリ ③								
ケアホーム(障がい者)	① 介護 ② ③								
高齢者複合福祉施設	① 特別養護老人ホーム ② 認知症老人グループホーム ③ 老人デイサービス								
<b>設計業を行っている場合</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>建物の設計か、機械の設計かの区別が分かるように記入してください。</li> </ul>	<table border="1"> <tr> <td>建設設計監理業</td> <td>① 設計監理 ② ③</td> </tr> </table>	建設設計監理業	① 設計監理 ② ③						
建設設計監理業	① 設計監理 ② ③								
<b>学校、塾などの場合</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>洋裁学校、外国語学校などの場合は、専修学校又は各種学校の認可を得ているか否かの区別が分かるように記入してください。</li> </ul>	<table border="1"> <tr> <td>外国語学校(専修学校)</td> <td>① 英語 ② フランス語 ③ スペイン語</td> </tr> </table>	外国語学校(専修学校)	① 英語 ② フランス語 ③ スペイン語						
外国語学校(専修学校)	① 英語 ② フランス語 ③ スペイン語								
<b>研究所の場合</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>どのような内容の研究を行っているか分かるように記入してください。</li> <li>製品(商品)の研究を行っている場合は、その研究内容を記入してください。</li> </ul>	<table border="1"> <tr> <td>〇〇研究所</td> <td>① 経済学 ② 社会学 ③</td> </tr> </table>	〇〇研究所	① 経済学 ② 社会学 ③						
〇〇研究所	① 経済学 ② 社会学 ③								
<b>墓石の小売を行っている場合</b> (事業所調査票については「6(4)事業の業態」欄も記入してください。) <ul style="list-style-type: none"> <li>墓石の製造を行うのか、小売を行うのか分かるように記入してください。</li> </ul>	<table border="1"> <tr> <td>墓石の小売と据付</td> <td>① 墓石の小売 ② 墓石の据付 ③</td> </tr> </table> <p>「生産品、取扱い商品又は営業種目」欄は企業調査票のみ記入してください。(商業事業所以外の場合は、事業所調査票にも記入してください。)</p>	墓石の小売と据付	① 墓石の小売 ② 墓石の据付 ③						
墓石の小売と据付	① 墓石の小売 ② 墓石の据付 ③								
<b>広告制作のみを行っている場合</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>どのような広告を制作しているかが分かるように、「折込広告制作業」、「新聞広告制作業」、「テレビコマーシャル制作業」などのように記入してください。</li> </ul>	<table border="1"> <tr> <td>新聞広告制作業</td> <td>① 新聞 ② 雑誌 ③</td> </tr> </table>	新聞広告制作業	① 新聞 ② 雑誌 ③						
新聞広告制作業	① 新聞 ② 雑誌 ③								
<b>広告業を行っている場合</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>広告を行う事業所は、広告業又は広告代理業と記入してください。</li> </ul>	<table border="1"> <tr> <td>広告業</td> <td>① テレビ広告 ② 新聞広告 ③ 雑誌広告</td> </tr> </table>	広告業	① テレビ広告 ② 新聞広告 ③ 雑誌広告						
広告業	① テレビ広告 ② 新聞広告 ③ 雑誌広告								
<b>パチンコ景品交換所の場合</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>パチンコ景品交換所の場合は、「パチンコ景品交換所(〇〇の卸売)」のように記入してください。</li> </ul>	<table border="1"> <tr> <td>パチンコ景品交換所(金地金の卸売)</td> <td>① 金地金 ② ③</td> </tr> </table>	パチンコ景品交換所(金地金の卸売)	① 金地金 ② ③						
パチンコ景品交換所(金地金の卸売)	① 金地金 ② ③								

#### 【調査項目について】

##### <電話番号>

問1 「電話番号(代表)」欄に携帯電話等の番号を記入してもよいか。

答) 固定電話の番号を記入するのが原則ですが、固定電話が当該事業所に設置されていない場合は、携帯電話等の番号を記入しても差し支えありません。記入欄に「(090) 1234 局 5XX8 番」のように記入してください。

##### <従業者数>

問2 従業者数「0」人の区分がある場合は、空欄にするのか、「0」を記入するのか。

答) 「0」又は空欄のどちらでも差し支えありません。ただし、合計は必ず記入してください。

問3 他の事業所と併任又は兼務している職員は、どちらの事業所の従業員に含めるのか。

答) 給与を支払っている事業所の従業者とします。ただし、給与が両方の事業所から支払われている場合は、実際に働いている事業所の従業者とします。

問4 非常勤役員は従業者に含まれるのか。

答) 有給の役員は従業者に含め、無給の役員は除いて記入してください(常勤・非常勤の別は問いません。)

問5 育児休業中で休んでいる場合は従業者とするのか。

答) 雇用保険に基づく育児休業給付金のみが支給されている場合は、従業者とはしません。一部でも給与が支給されている場合は、従業者とします。

問6 ボランティア(社会奉仕者)は、従業者に含めるのか。

答) 無報酬のボランティア(交通費などの実費程度の金額を受け取っている場合も含む。)は、従業者には含めません。

## <事業の種類及び業態>

問7 「主な事業の内容」欄に「過去1年間の収入額又は販売額の最も多い事業」とあるが、過去1年間とはいつからいつまでなのか。

答) 原則として、調査期日(平成26年7月1日)前までの1年間とします。この期間で記入できない場合は、直近の決算期間を基に判断してください。

問8 「生產品、取扱い商品又は営業種目」欄の記入に当たっては、季節によって、定期的に生產品などを変えている場合は、どのように記入すればよいか。

答) 調査期日(平成26年7月1日)現在のものによらず、過去1年間の収入割合の大きい順に記入してください。

## <年間総売上(収入)金額>

問9 企業調査票の年間総売上(収入)金額は連結ベースで記入するのか、単体ベースで記入するのか。

答) 単体ベースで記入してください。

問10 管理事務のみを行っている本社や、ショールーム、連絡事務所などの場合、その事業所として売上が発生しないが、その場合、事業所調査票にどのように記入すればよいか。

答) 売上(収入)金額がない場合、年間総売上(収入)金額に「0」万円と記入してください。

問11 調査票には、平成25年1月から12月までの1年間の決算について記入するとあるが、平成26年以降に開設した事業所は記入の必要はないのか。

答) 平成26年1月以降に開設した事業所については、「0」万円と記入してください。

## 【調査について】

問12 経済センサス-基礎調査とはどのような調査なのか。

答) 経済センサス-基礎調査は、我が国の全ての産業分野における事業所及び企業の従業者規模等の基本的構造を全国及び地域別に明らかにするとともに、各種統計調査実施のための母集団情報を整備することを目的とする統計調査です。

問13 平成24年の冬頃にも経済センサスという名の調査に回答した。違いは何か。

答) 経済センサスは、事業所・企業の基本的構造を明らかにする「経済センサス-基礎調査」と事業所・企業の経済活動の状況を明らかにする「経済センサス-活動調査」の二つから成り立っています。「経済センサス-基礎調査」は、平成21年7月に第1回調査を実施し、平成26年に実施する今回の調査は第2回調査となります。また、「経済センサス-活動調査」は、平成24年2月に第1回調査を実施しました。

問14 商業統計調査とはどのような調査なのか。

答) 商業統計調査は、商業(卸売業、小売業)を営む事業所について、産業別、従業者規模別、地域別等に従業者数、商品販売額等を把握し、我が国商業の実態を明らかにし、商業に関する施策の基礎資料を得ることを目的とする統計調査です。

問15 秘密は守られるのか。

答) 調査票に記入していただいた内容は、統計法の規定により、適正に管理され、秘密の保護には万全を期していますので、ありのままを記入してください。また、調査関係者が調査により知り得た事項を他に漏らすことは、統計法により固く禁じられています。

問16 調査票が税金の資料などに使われるのではないのか。

答) 調査に回答していただいた内容は、統計法に定められている利用目的以外での使用は固く禁じられています。税金徴収の資料やダイレクトメールのリストなどには使用されませんので、安心して回答してください。



### お問い合わせ先

- 調査票の記入方法などについて、ご不明な点がございましたら下記にお問い合わせください。

#### 経済センサス-基礎調査・商業統計調査 実施事務局

【電 番号】 **0120-0901-70**（通話は無料です）

IP 電話などフリーダイヤルに接続できない場合：03-6371-8319（有料）

受付時間：平日 9：00～20：00 土日祝日 9：00～18：00

※ お問い合わせの際は、電話番号をお確かめの上、おかけ間違いのないようお願いいたします。

【URL】 <http://e-census.stat.go.jp/>

※ホームページではFAQ（よくあるご質問）、お問い合わせ受付フォームなどをご用意しております。